

平成21年度

地方税に関する参考計数資料

平成21年1月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	平成21年度地方税及び地方譲与税収入見込額
2	平成21年度税制改正による事項別増減収見込額
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移
4	国税及び地方税の累年比較
5	国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模の比較
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の推移
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移
11	地方税収入の税目別伸長率の推移
12	地方主要税目の納税義務者数の推移
13	平成20年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調
14	超過課税の状況
15	平成20年度法定外税の実施状況
16	平成19年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合
17	地方税の税率等の推移
18	平成19年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合
19	平成19年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況
20	平成19年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況
21	平成19年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況
	(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収入の都道府県別所在状況(平成19年度)
22	県民経済計算
23	主要経済指標の推移

1 平成21年度地方税及び地方譲与税収入見込額

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平 成 21 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	188,403	△ 33,009	155,394	△ 1,106	△ 70	△ 1,176	154,218	△ 34,185	81.9	42.6
2.市町村税	216,300	△ 8,590	207,710	△ 12	△ 56	△ 68	207,642	△ 8,658	96.0	57.4
3.合 計	404,703	△ 41,599	363,104	△ 1,118	△ 126	△ 1,244	361,860	△ 42,843	89.4	100.0
地方法人特別譲与税	—	8,112	8,112		△ 16	△ 16	8,096	8,096	皆増	2.2
再 計	404,703	△ 33,487	371,216	△ 1,118	△ 142	△ 1,260	369,956	△ 34,747	91.4	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平 成 21 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	169,008	△ 33,502	135,506	△ 336	△ 70	△ 406	135,100	△ 33,908	79.9	37.3
2.市町村税	235,695	△ 8,097	227,598	△ 782	△ 56	△ 838	226,760	△ 8,935	96.2	62.7
3.合 計	404,703	△ 41,599	363,104	△ 1,118	△ 126	△ 1,244	361,860	△ 42,843	89.4	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平成 21 年 度						平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — × 100 (A) (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	63,571	△ 3,718	59,853		△ 23	△ 23	59,830	△ 3,741	94.1
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 	597	9	606				606	9	101.5
	47,666	240	47,906				47,906	240	100.5
	1,419	0	1,419				1,419	0	100.0
	9,553	△ 3,729	5,824		△ 23	△ 23	5,801	△ 3,752	60.7
	2,307	460	2,767				2,767	460	119.9
	1,103	14	1,117				1,117	14	101.3
	926	△ 712	214				214	△ 712	23.1
2. 事業税	60,400	△ 27,514	32,886		△ 47	△ 47	32,839	△ 27,561	54.4
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人 法人 	2,135	8	2,143				2,143	8	100.4
	58,265	△ 27,522	30,743		△ 47	△ 47	30,696	△ 27,569	52.7
3. 地方消費税	25,155	309	25,464				25,464	309	101.2
{ <ul style="list-style-type: none"> 譲渡割 貨物割 	17,663	830	18,493				18,493	830	104.7
	7,492	△ 521	6,971				6,971	△ 521	93.0
4. 不動産取得税	4,765	△ 255	4,510	△ 3		△ 3	4,507	△ 258	94.6
5. 道府県たばこ税	2,710	△ 151	2,559				2,559	△ 151	94.4
6. ゴルフ場利用税	565	0	565				565	0	100.0
7. 自動車取得税	—	3,636	3,636	△ 1,103		△ 1,103	2,533	2,533	皆増
8. 軽油引取税	—	8,364	8,364				8,364	8,364	皆増
9. 自動車税	17,148	△ 678	16,470				16,470	△ 678	96.0
10. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	125	25	150				150	25	120.0
普通税計	174,443	△ 19,982	154,461	△ 1,106	△ 70	△ 1,176	153,285	△ 21,158	87.9
(II) 目的税									
1. 自動車取得税	4,024	△ 4,024	—				—	△ 4,024	皆減
2. 軽油引取税	9,914	△ 9,001	913				913	△ 9,001	9.2
3. 狩猟税	22	△ 2	20				20	△ 2	90.9
目的税計	13,960	△ 13,027	933				933	△ 13,027	6.7
(III) 道府県税計	188,403	△ 33,009	155,394	△ 1,106	△ 70	△ 1,176	154,218	△ 34,185	81.9

※ 自動車取得税及び軽油引取税は、平成21年度から普通税に改正される。

※ 平成20年度までの引取り等により、平成21年度に収納される軽油引取税は目的税として計上した。

地方法人特別譲与税	—	8,112	8,112		△ 16	△ 16	8,096	8,096	皆増
再 計	188,403	△ 24,897	163,506	△ 1,106	△ 86	△ 1,192	162,314	△ 26,089	86.2

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平 成 2 1 年 度						平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — × 100 (A) (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	101,890	△ 8,623	93,267		△ 56	△ 56	93,211	△ 8,679	91.5
{ 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 }	1,786	30	1,816				1,816	30	101.7
	71,791	185	71,976				71,976	185	100.3
	4,009	70	4,079				4,079	70	101.7
	24,304	△ 8,908	15,396		△ 56	△ 56	15,340	△ 8,964	63.1
2. 固 定 資 産 税	88,867	242	89,109	△ 10		△ 10	89,099	232	100.3
{ 土地 家屋 償却資産 }	33,895	656	34,551	△ 3		△ 3	34,548	653	101.9
	36,977	△ 416	36,561	△ 6		△ 6	36,555	△ 422	98.9
	17,090	△ 44	17,046	△ 1		△ 1	17,045	△ 45	99.7
純固定資産税小計	87,962	196	88,158	△ 10		△ 10	88,148	186	100.2
交 付 金	905	46	951				951	46	105.1
3. 軽 自 動 車 税	1,690	53	1,743				1,743	53	103.1
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,321	△ 462	7,859				7,859	△ 462	94.4
5. 鉱 産 税	18	0	18				18	0	100.0
6. 特別土地保有税	15	4	19				19	4	126.7
普通税計	200,801	△ 8,786	192,015	△ 10	△ 56	△ 66	191,949	△ 8,852	95.6
(II) 目的税									
1. 入 湯 税	259	△ 20	239				239	△ 20	92.3
2. 事 業 所 税	3,191	61	3,252				3,252	61	101.9
3. 都 市 計 画 税	12,049	155	12,204	△ 2		△ 2	12,202	153	101.3
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	—
目的税計	15,499	196	15,695	△ 2		△ 2	15,693	194	101.3
(III) 市 町 村 税 計	216,300	△ 8,590	207,710	△ 12	△ 56	△ 68	207,642	△ 8,658	96.0

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平 成 21 年 度					平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)－(A)	$\frac{(E)}{(A)} \times 100$ (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)＋(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)＋(D) (E)	平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)－(A)		
1.地方揮発油譲与税	—	1,764	1,764		1,764	1,764	皆増	
2.地方道路譲与税	2,998	△ 1,950	1,048		1,048	△ 1,950	35.0	
3.石油ガス譲与税	140	△ 7	133		133	△ 7	95.0	
4.自動車重量譲与税	3,601	△ 34	3,567	△ 267	3,300	△ 301	91.6	
5.航空機燃料譲与税	164	△ 12	152		152	△ 12	92.7	
6.特別とん譲与税	124	1	125		125	1	100.8	
7.地方法人特別譲与税	—	8,112	8,112	△ 16	8,096	8,096	皆増	
合 計	7,027	7,874	14,901	△ 283	14,618	7,591	208.0	

※ 地方道路譲与税は、平成21年度から地方揮発油譲与税に改正される。

※ 平成20年度に地方道路税として課税され、平成21年度に譲与される見込額は、地方道路譲与税として計上した。

2 平成21年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税				△ 722	△ 1,083	△ 1,805
(1) 住宅借入金等特別税額控除の創設	△ 666		△ 666	△ 666	△ 998	△ 1,664
(2) 企業型確定拠出年金への個人拠出の導入等	△ 56		△ 56	△ 56	△ 85	△ 141
2 不動産取得税	△ 3		△ 3	△ 8		△ 8
(1) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する 病院及び診療所に係る非課税措置の創設	△ 1		△ 1	△ 6		△ 6
(2) その他	△ 2		△ 2	△ 2		△ 2
3 自動車取得税	△ 1,103		△ 1,103	△ 1,103		△ 1,103
自動車取得税の時限的負担軽減措置	△ 1,103		△ 1,103	△ 1,103		△ 1,103
4 固定資産税		△ 10	△ 10		△ 39	△ 39
(1) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する 病院及び診療所に係る非課税措置の創設		△ 8	△ 8		△ 38	△ 38
(2) その他		△ 2	△ 2		△ 1	△ 1
5 都市計画税		△ 2	△ 2		△ 7	△ 7
社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院 及び診療所に係る非課税措置の創設等		△ 2	△ 2		△ 7	△ 7
合 計	△ 1,106	△ 12	△ 1,118	△ 1,833	△ 1,129	△ 2,962
国税の税制改正に伴うもの	△ 70	△ 56	△ 126	△ 311	△ 304	△ 615
法人住民税	△ 23	△ 56	△ 79	△ 123	△ 304	△ 427
法人事業税	△ 47		△ 47	△ 188		△ 188
再 計	△ 1,176	△ 68	△ 1,244	△ 2,144	△ 1,433	△ 3,577

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 16		△ 16	△ 197		△ 197
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	△ 1,192	△ 68	△ 1,260	△ 2,341	△ 1,433	△ 3,774

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,933	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,462,664	109.0	2,032,410	109.5
56	2,619,143	106.4	2,118,783	104.2
57	2,745,722	104.8	2,200,091	103.8
58	2,862,782	104.3	2,312,854	105.1
59	3,068,093	107.2	2,431,547	105.1
60	3,274,332	106.7	2,610,890	107.4
61	3,419,205	104.4	2,680,934	102.7
62	3,595,089	105.1	2,818,190	105.1
63	3,867,361	107.6	3,039,679	107.9
平成 元 年度	4,147,429	107.2	3,222,073	106.0
2	4,499,971	108.5	3,483,454	108.1
3	4,722,614	104.9	3,710,808	106.5
4	4,838,375	102.5	3,693,236	99.5
5	4,806,615	99.3	3,690,327	99.9
6	4,870,175	102.2	3,740,795	101.4
7	4,964,573	101.9	3,742,775	100.1
8	5,084,328	102.4	3,806,211	103.3
9	5,133,064	101.0	3,819,989	100.4
10	5,033,044	98.1	3,689,215	96.6
11	4,995,442	99.3	3,643,409	98.8
12	5,041,188	100.9	3,718,039	102.0
13	4,936,447	97.9	3,613,335	97.2
14	4,898,752	99.2	3,557,610	98.5
15	4,937,475	100.8	3,580,792	100.7
16	4,984,906	101.0	3,638,976	101.6
17	5,031,867	100.9	3,658,783	100.5
18	5,109,247	101.5	3,735,911	102.1
19	5,158,579	101.0	3,747,682	100.3
20 実績見込	5,094,000	98.7	3,690,000	98.5
21 見込	5,102,000	100.1	3,677,000	99.7

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成19年度までは「国民経済計算」による実績、平成20年度実績見込及び平成21年度見込は「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成21年1月19日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成19年度までは実績、平成20年度実績見込及び平成21年度見込は（注）1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成17年＝100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成19年度までは実績、平成20年度実績見込及び平成21年度見込は（注）1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分	
指数17年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	年 度	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和	27 年度
5.4	-	10,362	125.0	3,361	109.2		28
5.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29	
6.2	110.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30	
7.6	122.6	12,061	106.1	4,499	117.9	31	
8.6	113.2	13,425	111.3	5,272	117.2	32	
8.6	100.0	14,556	108.4	5,439	103.2	33	
10.8	125.6	16,239	111.6	6,109	112.3	34	
13.2	122.2	19,249	118.5	7,442	121.8	35	
15.7	118.9	23,911	124.2	9,065	121.8	36	
16.4	104.5	28,874	120.8	10,567	116.6	37	
19.0	115.9	33,088	114.6	12,129	114.8	38	
21.4	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39	
22.1	103.3	43,651	114.2	15,494	110.7	40	
25.9	117.2	50,262	115.1	17,686	114.1	41	
30.6	118.1	57,255	113.9	21,495	121.5	42	
35.2	115.0	67,296	117.5	25,801	120.0	43	
41.1	116.8	80,339	119.4	30,902	119.8	44	
45.6	110.9	98,149	122.2	37,507	121.4	45	
46.4	101.8	119,095	121.3	42,358	112.9	46	
51.2	110.3	146,183	122.7	50,044	118.1	47	
57.6	112.5	174,739	119.5	64,913	129.7	48	
52.0	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49	
49.6	95.4	256,545	112.1	81,548	99.0	50	
55.0	110.9	289,070	112.7	95,641	117.3	51	
56.8	103.3	333,621	115.4	110,052	115.1	52	
60.7	106.9	383,470	114.9	122,371	111.2	53	
65.6	108.1	420,779	109.7	140,315	114.7	54	
67.0	102.1	457,808	108.8	158,938	113.3	55	
68.3	101.9	491,653	107.4	173,255	109.0	56	
68.0	99.6	511,333	104.0	186,286	107.5	57	
71.8	105.6	523,069	102.3	198,413	106.5	58	
77.8	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59	
79.7	102.4	562,935	104.5	233,165	108.5	60	
79.6	99.9	587,171	104.3	246,282	105.6	61	
84.4	106.0	632,201	107.7	272,040	110.5	62	
91.7	108.6	664,016	105.0	301,169	110.7	63	
95.7	104.4	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度	
100.4	104.9	784,732	107.9	334,504	105.2		2
99.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8		3
93.8	94.1	895,597	106.9	345,683	98.6		4
90.4	96.4	930,764	103.9	335,913	97.2		5
93.2	103.1	938,178	100.8	325,391	96.9		6
95.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5		7
98.4	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2		8
99.5	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0		9
92.7	93.2	1,001,975	102.6	359,222	99.4		10
95.1	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5		11
99.2	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5		12
90.1	90.8	974,317	99.8	355,488	100.0		13
92.7	102.9	948,394	97.3	333,785	93.9		14
95.4	102.9	925,818	97.6	326,657	97.9		15
99.1	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7		16
100.7	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17	
105.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18	
108.0	102.6	891,476	99.9	402,668	110.3	19	
-	94.5	834,014	93.6	393,701	97.8	20 実績見込	
-	95.2	825,557	92.6	367,601 (375,697)	93.4 (95.4)		21 見込

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成19年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成20年度実績見込及び平成21年度見込は地方財政計画における額である。

5 地方税収入総額は、平成19年度までは決算額、平成20年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成21年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508) 百万円	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617) 億円	75.2	(60.9)
26		7,228	(6,028)	72.6	(60.6)
27		8,422	(6,972)	73.2	(60.6)
28		9,420	(8,041)	73.7	(62.9)
29		9,333	(7,834)	71.8	(60.3)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(361,605) [355,206]	58.4 <43.6>	(42.9) [42.2]
12		527,209 <379,358>	(377,145) [368,005]	59.7 <43.0>	(42.7) [41.7]
13		499,684 <356,149>	(330,078) [321,060]	58.4 <41.6>	(38.6) [37.5]
14		458,442 <334,172>	(296,345) [287,309]	57.9 <42.2>	(37.4) [36.3]
15		453,694 <340,612>	(282,827) [272,765]	58.1 <43.6>	(36.2) [35.0]
16		481,029 <343,833>	(314,162) [303,113]	58.9 <42.1>	(38.5) [37.1]
17		522,905 <364,797>	(347,749) [332,569]	60.0 <41.9>	(39.9) [38.2]
18		541,169 <357,191>	(347,332) [339,172]	59.7 <39.4>	(38.3) [37.4]
19		526,558 <376,208>	(363,874) [360,754]	56.7 <40.5>	(39.2) [38.8]
20 実績 見込		480,007 <351,054>	(315,708) [310,974]	54.9 <40.2>	(36.1) [35.6]
21 見込		478,155 <345,208>	(302,424) [297,804]	56.5 <40.8>	(35.8) [35.2]
		【 469,425 】		【 55.5 】	

- (注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含み、平成19年度までは決算額、平成20年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成21年度見込は当初予算額である。
- 2 地方税は、平成19年度までは決算額、平成20年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成21年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 3 国税欄の< >内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の< >内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
- 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政

地 方 税		租 税 総 額		区 分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C		年度
601 百万円	35.3	1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557	35.7	1,559		8
632	34.5	1,834		10
757	20.5	3,690		14
879 (1,302) 百万円	15.1 (22.4)	5,810		16
986 (1,834)	7.9 (14.6)	12,527		20
1,883 億円 (2,968) 億円	24.8 (39.1)	7,585 億円		25
2,723 (3,923)	27.4 (39.4)	9,951		26
3,078 (4,528)	26.8 (39.4)	11,500		27
3,361 (4,740)	26.3 (37.1)	12,781		28
3,659 (5,158)	28.2 (39.7)	12,992		29
3,815 (5,636)	28.9 (42.8)	13,178		30
4,499 (6,386)	29.3 (41.6)	15,361		31
5,272 (7,597)	30.5 (43.9)	17,287		32
5,439 (8,003)	31.4 (46.1)	17,343		33
6,109 (9,027)	30.8 (45.5)	19,823		34
7,442 (10,914)	29.2 (42.9)	25,452		35
9,065 (13,537)	28.9 (43.2)	31,334		36
10,567 (15,750)	30.7 (45.7)	34,464		37
12,129 (18,292)	30.8 (46.4)	39,435		38
13,996 (20,942)	30.7 (45.9)	45,588		39
15,494 (23,156)	32.1 (48.0)	48,279		40
17,686 (26,576)	32.6 (48.9)	54,316		41
21,495 (32,037)	32.8 (49.0)	65,441		42
25,801 (37,662)	32.7 (47.7)	79,021		43
30,902 (46,566)	32.4 (48.8)	95,434		44
37,507 (56,691)	32.5 (49.2)	115,239		45
42,358 (63,414)	33.4 (50.0)	126,784		46
50,044 (75,708)	32.5 (49.2)	154,021		47
64,913 (99,149)	31.6 (48.3)	205,386		48
82,375 (126,587)	34.3 (52.8)	239,919		49
81,548 (117,540)	36.0 (51.9)	226,591		50
95,641 (137,401)	36.3 (52.1)	263,661		51
110,052 (160,303)	37.4 (54.5)	294,393		52
122,371 (181,335)	34.5 (51.1)	354,610		53
140,315 (201,556)	36.0 (51.7)	389,881		54
158,938 (239,148)	35.9 (54.0)	442,626		55
173,255 (263,121)	36.3 (55.1)	477,806		56
186,286 (265,132)	36.8 (52.4)	506,317		57
198,413 (276,561)	36.7 (51.2)	540,034		58
214,939 (308,683)	36.9 (53.0)	582,687		59
233,165 (335,973)	37.3 (53.8)	624,667		60
246,282 (348,458)	36.5 (51.6)	674,792		61
272,040 (388,028)	36.3 (51.7)	750,108		62
301,169 (433,154)	36.6 (52.6)	823,107		63
317,951 (486,024)	35.8 (54.7)	889,312		平成 元 年 度
334,504 (510,442)	34.8 (53.0)	962,302		2
350,727 (525,922)	35.7 (53.5)	982,837		3
345,683 (506,498)	37.6 (55.1)	919,647		4
335,913 (495,637)	37.0 (54.6)	907,055		5
325,391 (465,128)	37.6 (53.7)	865,398		6
336,750 (479,173)	38.0 (54.1)	886,380		7
350,937 (507,431)	38.9 (56.2)	903,198		8
361,555 (530,105)	39.4 (57.8)	917,562		9
359,222 (508,224)	41.2 (58.3)	871,199		10
350,261 <475,235> (480,795) [487,194]	41.6 <56.4> (57.1) [57.8]	842,400		11
355,464 <503,315> (505,528) [514,668]	40.3 <57.0> (57.3) [58.3]	882,673		12
355,488 <499,023> (525,094) [534,112]	41.6 <58.4> (61.4) [62.5]	855,172		13
333,785 <458,055> (495,882) [504,918]	42.1 <57.8> (62.6) [63.7]	792,227		14
326,657 <439,739> (497,524) [507,586]	41.9 <56.4> (63.8) [65.0]	780,351		15
335,388 <472,584> (502,255) [513,304]	41.1 <57.9> (61.5) [62.9]	816,417		16
348,044 <506,152> (523,200) [538,380]	40.0 <58.1> (60.1) [61.8]	870,949		17
365,062 <549,040> (558,899) [567,059]	40.3 <60.6> (61.7) [62.6]	906,231		18
402,668 <553,018> (565,352) [568,472]	43.3 <59.5> (60.8) [61.2]	929,226		19
393,701 <522,654> (558,000) [562,734]	45.1 <59.8> (63.9) [64.4]	873,708		20 実績 見 込
367,601 <500,548> (543,332) [547,952]	43.5 <59.2> (64.2) [64.8]	845,756		21 見 込
【 375,697 】	【 44.5 】	【 845,122 】		

交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄、地方税欄の[]内は、()内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。

6 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和33年度	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20実績見込	889,112	834,014	93.8
21見込	885,480	825,557	93.2

(注) 1 国の歳出は平成19年度までは決算額、平成20年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成21年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、平成19年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成20年度実績見込及び平成21年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計

昭和28年度～平成21年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
31	78,962	10,862	4,499	15,361	13.8	5.7	19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	5.7	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	5.8	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,032,410	283,688	158,938	442,626	14.0	7.8	21.8
56	2,118,783	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,200,091	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,854	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,547	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,610,890	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	23.9
61	2,680,934	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,818,190	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.6
63	3,039,679	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.1
平成元年度	3,222,073	571,361	317,951	889,312	17.7	9.9	27.6
2	3,483,454	627,798	334,504	962,302	18.0	9.6	27.6
3	3,710,808	632,110	350,727	982,837	17.0	9.5	26.5
4	3,693,236	573,964	345,683	919,647	15.5	9.4	24.9
5	3,690,327	571,142	335,913	907,055	15.5	9.1	24.6
6	3,740,795	540,007	325,391	865,398	14.4	8.7	23.1
7	3,742,775	549,630	336,750	886,380	14.7	9.0	23.7
8	3,806,211	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.7
9	3,819,989	556,007	361,555	917,562	14.6	9.5	24.0
10	3,689,215	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,643,409	492,139	350,261	842,400	13.5	9.6	23.1
12	3,718,039	527,209	355,464	882,673	14.2	9.6	23.7
13	3,613,335	499,684	355,488	855,172	13.8	9.8	23.7
14	3,557,610	458,442	333,785	792,227	12.9	9.4	22.3
15	3,580,792	453,694	326,657	780,351	12.7	9.1	21.8
16	3,638,976	481,029	335,388	816,417	13.2	9.2	22.4
17	3,658,783	522,905	348,044	870,949	14.3	9.5	23.8
18	3,735,911	541,169	365,062	906,231	14.5	9.8	24.3
19	3,747,682	526,558	402,668	929,226	14.1	10.7	24.8
20 実績見込	3,690,000	480,007	393,701	873,708	13.0	10.7	23.7
21 見 込	3,677,000	478,155	367,601	845,756	13.0	10.0	23.0
		(469,425)	(375,697)	(845,122)	(12.8)	(10.2)	(23.0)

- (注) 1 国民所得は、平成19年度までは実績、平成20年度実績見込額及び平成21年度見込は「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成21年1月19日閣議決定)における額である。
- 2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含み、平成19年度までは決算額、平成20年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成21年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
- 3 地方税は、平成19年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成20年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成21年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 4 平成21年度見込の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
- 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
21	516	51	567	709
22	2,422	259	2,681	3,351
23	5,710	995	6,705	8,381
24	7,929	1,776	9,705	12,131
25	6,854	2,263	9,117	11,396
26	8,688	3,272	11,960	14,950
27	10,122	3,699	13,821	17,276
28	10,630	3,792	14,422	18,028
29	10,387	4,072	14,459	18,074
30	10,311	4,201	14,512	18,140
31	11,830	4,900	16,730	20,913
32	12,924	5,671	18,595	23,244
33	12,657	5,784	18,441	23,051
34	14,421	6,425	20,846	26,058
35	18,772	7,757	26,529	33,161
36	23,035	9,377	32,412	40,515
37	24,543	10,852	35,395	44,244
38	27,760	12,330	40,090	50,113
39	31,756	14,068	45,824	57,280
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20 実 績 見 込	377,761	309,839	687,601	859,501
21 見 込	376,304	289,299	665,603	832,004
	(369,433)	(295,670)	(665,104)	(831,380)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成20年度及び平成21年度は、平成20年3月31日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度		租税総額					
		租額		税直		税接	
		金	比	金	比	金	比
		額	率	額	率	額	率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和	10年度	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
	15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
	25	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
	30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
	35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
	40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
	45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
	50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
	51	263,661	100.0	193,502	73.4	70,159	26.6
	52	294,393	100.0	215,987	73.4	78,406	26.6
	53	354,610	100.0	262,764	74.1	91,846	25.9
	54	389,881	100.0	288,272	73.9	101,609	26.1
	55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
	56	477,806	100.0	359,607	75.3	118,199	24.7
	57	506,317	100.0	384,177	75.9	122,140	24.1
58	540,034	100.0	410,948	76.1	129,086	23.9	
59	582,687	100.0	445,797	76.5	136,890	23.5	
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4	
61	674,792	100.0	523,391	77.6	151,401	22.4	
62	750,108	100.0	583,967	77.9	166,141	22.1	
63	823,107	100.0	642,804	78.1	180,303	21.9	
平成	元	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4
	2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
	3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7
	4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1
	5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1
	6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3
	7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
	8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
	9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
	10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
	11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
	12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	
20	見達	873,708	100.0	622,384	71.2	251,324	28.8
21	見達	845,756	100.0	599,231	70.9	246,526	29.1
		(845,122)	(100.0)	(598,597)	(70.8)	(246,526)	(29.2)

区分 年度		国					
		税額		税直		税接	
		金	比	金	比	金	比
		額	率	額	率	額	率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和	10年度	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0
	15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
	25	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
	30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
	35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
	40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
	45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
	50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
	51	168,020	100.0	113,509	67.6	54,511	32.4
	52	184,341	100.0	124,985	67.8	59,356	32.2
	53	232,239	100.0	160,888	69.3	71,351	30.7
	54	249,566	100.0	170,827	68.4	78,739	31.6
	55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
	56	304,551	100.0	213,550	70.1	91,001	29.9
	57	320,031	100.0	226,446	70.8	93,585	29.2
58	341,621	100.0	242,535	71.0	99,086	29.0	
59	367,748	100.0	262,813	71.5	104,935	28.5	
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2	
61	428,510	100.0	313,144	73.1	115,366	26.9	
62	478,068	100.0	350,270	73.3	127,798	26.7	
63	521,938	100.0	382,228	73.2	139,710	26.8	
平成	元	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8
	2	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
	3	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7
	4	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3
	5	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6
	6	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4
	7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
	8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
	9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
	10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
	11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
	12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	
19	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	
20	見達	480,007	100.0	282,325	58.8	197,682	41.2
21	見達	478,155	100.0	285,110	59.6	193,045	40.4
		(469,425)	(100.0)	(276,380)	(58.9)	(193,045)	(41.1)

地方税						区 分
地 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	年 度
百万円	%	百万円	%	百万円	%	
632	100.0	587	92.9	45	7.1	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	
億円		億円		億円		
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
95,641	100.0	79,993	83.6	15,648	16.4	51
110,052	100.0	91,002	82.7	19,050	17.3	52
122,371	100.0	101,876	83.3	20,495	16.7	53
140,315	100.0	117,445	83.7	22,870	16.3	54
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
173,255	100.0	146,057	84.3	27,198	15.7	56
186,286	100.0	157,731	84.7	28,555	15.3	57
198,413	100.0	168,413	84.9	30,000	15.1	58
214,939	100.0	182,984	85.1	31,955	14.9	59
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
246,282	100.0	210,247	85.4	36,035	14.6	61
272,040	100.0	233,697	85.9	38,343	14.1	62
301,169	100.0	260,576	86.5	40,593	13.5	63
317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6	平成 元 年 度
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8	3
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1	4
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3	5
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9	6
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8	8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1	9
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4	10
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6	11
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
393,701	100.0	340,059	86.4	53,642	13.6	20 実 績 見 込
367,601	100.0	314,121	85.5	53,481	14.5	21 見 込
(375,697)	(100.0)	(322,217)	(85.8)	(53,481)	(14.2)	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成19年度までは決算額、平成20年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成21年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧区税、釧業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非被災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まず、平成19年度までは決算額、平成20年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成21年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟者税、狩猟免許税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧産税、特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度見込の()内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娛樂施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娛樂施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地 方 譲 与 税
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	国 庫 支 出 金
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	そ の 他
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	小 計
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	地 方 債
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	繰 越 金
												市 町 村 計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合 計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地 方 譲 与 税
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	国 庫 支 出 金 等
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	そ の 他
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	小 計
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	地 方 債
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	繰 越 金
												合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

7 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国庫支出金」に含めた。

8 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

9 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

10 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成14年度			平成15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	15,556,230	30.2	36.3	15,425,989	31.0	37.4
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	138,498	0.3	0.3	174,153	0.3	0.4
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	237,633	0.5	0.6	351,289	0.7	0.9
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	10,817,819	21.0	25.2	9,978,502	20.0	24.2
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	8,301,538	16.1	19.4	7,842,430	15.7	19.0
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,838,654	15.2	18.3	7,425,547	14.9	18.0
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,890,372	83.3	100.0	41,197,910	82.7	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	7,531,683	14.6	—	7,652,137	15.4	—
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	1,042,148	2.0	—	960,987	1.9	—
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	51,464,203	100.0	—	49,811,034	100.0	—
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,822,288	34.4	40.0	17,239,738	33.7	39.4
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	495,724	1.0	1.1	519,893	1.0	1.2
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	665,955	1.3	1.5	654,879	1.3	1.5
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	8,727,044	16.8	19.6	8,090,793	15.8	18.5
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,066,067	13.6	15.9	7,473,516	14.6	17.1
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,752,721	18.8	21.9	9,746,619	19.0	22.3
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,529,799	86.0	100.0	43,725,438	85.4	100.0
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	5,850,932	11.3	—	6,205,561	12.1	—
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,415,830	2.7	—	1,264,753	2.5	—
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	51,796,561	100.0	—	51,195,752	100.0	—
純計												
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	33,378,518	34.4	41.0	32,665,727	34.4	41.4
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	634,222	0.7	0.8	694,045	0.7	0.9
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	903,588	0.9	1.1	1,006,168	1.1	1.3
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	19,544,863	20.1	24.0	18,069,295	19.0	22.9
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	13,099,145	13.5	16.1	13,060,506	13.8	16.6
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,833,337	14.2	17.0	13,376,111	14.1	17.0
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	81,393,673	83.8	100.0	78,871,852	83.1	100.0
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	13,318,571	13.7	—	13,789,433	14.5	—
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,457,978	2.5	—	2,225,740	2.3	—
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	97,170,222	100.0	—	94,887,025	100.0	—

(単位 百万円)

平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
16,306,851	33.3	39.8	17,137,360	35.2	40.6	18,345,200	37.9	43.4	20,793,974	43.1	49.9	都道府県
402,981	0.8	1.0	853,575	1.8	2.0	2,358,589	4.9	5.6	177,468	0.4	0.4	地方税
464,113	0.9	1.1	872,575	1.8	2.1	280,920	0.6	0.7	178,317	0.4	0.4	地方譲与税
9,308,168	19.0	22.7	9,221,643	18.9	21.9	8,622,328	17.8	20.4	8,176,235	16.9	19.6	地方特例交付金
7,173,629	14.6	17.5	6,583,581	13.5	15.6	5,520,083	11.4	13.1	5,137,245	10.6	12.3	地方交付税
7,294,322	14.9	17.8	7,521,993	15.4	17.8	7,130,797	14.7	16.9	7,237,478	15.0	17.4	国庫支出金
40,950,064	83.6	100.0	42,190,727	86.6	100.0	42,257,917	87.2	100.0	41,700,717	86.4	100.0	その他
7,159,644	14.6	—	5,709,473	11.7	—	5,367,442	11.1	—	5,646,869	11.7	—	小計
885,783	1.8	—	794,318	1.6	—	812,842	1.7	—	898,198	1.9	—	地方債
48,995,491	100.0	—	48,694,518	100.0	—	48,438,201	100.0	—	48,245,784	100.0	—	繰越金
												都道府県計
												市町村
17,231,954	34.0	39.1	17,667,049	35.0	39.7	18,160,960	36.8	41.5	19,472,842	39.3	44.0	地方税
761,093	1.5	1.7	995,387	2.0	2.2	1,369,946	2.8	3.1	537,095	1.1	1.2	地方譲与税
640,721	1.3	1.5	645,431	1.3	1.5	535,040	1.1	1.2	133,666	0.3	0.3	地方特例交付金
7,711,941	15.2	17.5	7,737,076	15.3	17.4	7,373,022	14.9	16.8	7,026,510	14.2	15.9	地方交付税
7,313,861	14.4	16.6	7,456,398	14.8	16.8	7,110,662	14.4	16.2	7,515,034	15.2	17.0	国庫支出金
10,411,130	20.6	23.6	9,958,796	19.7	22.4	9,236,267	18.7	21.1	9,527,154	19.2	21.5	その他
44,070,700	87.0	100.0	44,460,137	88.1	100.0	43,785,897	88.7	100.0	44,212,301	89.3	100.0	小計
5,283,400	10.4	—	4,718,975	9.3	—	4,297,209	8.7	—	3,974,571	8.0	—	地方債
1,295,937	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,278,824	2.6	—	1,312,604	2.7	—	繰越金
50,650,037	100.0	—	50,478,606	100.0	—	49,361,930	100.0	—	49,499,476	100.0	—	市町村計
												純計
33,538,805	35.9	42.5	34,804,409	37.4	43.3	36,506,160	39.9	45.7	40,266,817	44.2	50.7	地方税
1,164,074	1.2	1.5	1,848,962	2.0	2.3	3,728,536	4.1	4.7	714,562	0.8	0.9	地方譲与税
1,104,834	1.2	1.4	1,518,006	1.6	1.9	815,960	0.9	1.0	311,983	0.3	0.4	地方特例交付金
17,020,109	18.2	21.6	16,958,719	18.2	21.1	15,995,350	17.5	20.0	15,202,745	16.7	19.2	地方交付税
12,380,868	13.2	15.7	11,809,626	12.7	14.7	10,447,116	11.4	13.1	10,254,113	11.2	12.9	国庫支出金等
13,676,576	14.6	17.3	13,526,590	14.6	16.8	12,321,272	13.5	15.4	12,635,930	13.9	15.9	その他
78,885,266	84.4	100.0	80,466,312	86.6	100.0	79,814,394	87.2	100.0	79,386,150	87.1	100.0	小計
12,375,250	13.2	—	10,376,345	11.2	—	9,622,265	10.5	—	9,584,445	10.5	—	地方債
2,181,720	2.3	—	2,093,812	2.3	—	2,091,666	2.3	—	2,210,802	2.4	—	繰越金
93,442,236	100.0	—	92,936,469	100.0	—	91,528,325	100.0	—	91,181,397	100.0	—	合計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
釧路区税	274	—	335	—	329	—	383	—	414	—
漁業権税	48	—	50	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者	294	—	366	—	308	—	351	—	315	—
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水利地益税	50	—	23	—	5	—	2	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車	1,175	—	1,189	—	1,229	—	1,245	—	—	—
軽自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
釧路産	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	11.9	484	4.0	323	1.6	814	1.0	843	0.7
旧法による税	13,820	—	5,556	—	2,652	—	1,281	—	722	—
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	—	303	—	349	—	339	—	305	—
共同施設	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

（注） 1 各年度とも決算額である。

2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。

3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。

4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦区税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税	430		539		600		341		355	
（狩猟免許税）	422		474		558		561		586	
法定外普通税										
道府県固定資産税	4,105	33	4,926	40	5,824	18	4,545	20	4,441	
旧法による税										
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦産税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入湯税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割
								197,116	11.4	
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割
								125,112	7.2	
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	
825	} 0.7	802	} 0.7	846	} 0.4	878	} 0.3	861	} 0.3	鉦 区 税
393		435		491		546		604		{ 狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635		520		645		317		48		法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道府県固定資産税
15		2		1		1		15		旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	} 8.3	77,954	} 8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	431	473	0.0	0.0	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市町村税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420	} 0.6	2,506	} 0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709	2,711	2,595	0.2	0.2	2,595	0.2
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356	} 2.7	1,469	} 3.0	1,646	} 3.3	1,869	} 3.9	2,047	} 4.0	入 湯 税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785		都市計画税
302		297		290		306		300		水利地益税
26		4		3		3		3		共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦区税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入猟税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税	-	-	-	-	-	-	-	-	147,039	3.7
（電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	-	-
ガス税	-	-	-	-	-	-	-	-	16,416	0.4
鉦産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	-		-		-		-		-	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		-	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	-	4,235,746	-	5,004,482	-	6,491,287	-	8,237,504	-

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892	} 0.4	855	} 0.4	758	} 0.4	719	} 0.3	鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348		16,628		23,055		20,880		法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957	} 7.1	14,886	} 7.3	15,699	} 7.1	16,217	} 6.9	入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084		791,002		828,762		844,335		都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—	—	—	—	—	—	—	—	共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,230,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,912,205	19.6	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
飲 区 税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入 猟 税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家 屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
飲 産 税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入 湯 税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個 人 均 等 割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所 得 割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法 人 均 等 割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法 人 税 割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利 子 割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事 業 税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個 人 分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地 方 消 費 税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲 渡 割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨 物 割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不 動 産 取 得 税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道 府 県 た ば こ 税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴ ル フ 場 利 用 税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特 別 地 方 消 費 税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自 動 車 税
613		594		580		537		492		鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法 定 外 普 通 税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道 府 県 固 定 資 産 税
679		515		398		207		110		旧 法 に よ る 税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自 動 車 取 得 税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽 油 引 取 税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個 人 均 等 割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所 得 割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法 人 均 等 割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法 人 税 割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固 定 資 産 税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純 固 定 資 産 税 小 計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽 自 動 車 税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市 町 村 た ば こ 税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特 別 土 地 保 有 税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事 業 所 税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都 市 計 画 税
184		184		168		167		160		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	個 人 均 等 割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	所 得 割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	法 人 均 等 割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	法 人 税 割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	利 子 割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	配 当 割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	株 式 等 譲 渡 所 得 割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	(個 人 分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	(法 人 分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	自 動 車 税
409		407		407		401		鉦 区 税
—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	軽 油 引 取 税
—		—		—		—		入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	計
								市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	個 人 均 等 割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	所 得 割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	法 人 均 等 割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	法 人 税 割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	法 定 外 普 通 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	都 市 計 画 税
94		53		51		47		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	地 方 税

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
均 等 割 所 得 割		26,101,086 人	30,098,726 人	34,047,436 人	36,014,253 人	36,086,421 人	38,092,169 人
		13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成20年度において
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条例で
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の非課
 割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18年度

(2) 個人事業税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
第 一 業 種	所 得 税 課 税 者	837,247 人	1,118,007 人	1,536,370 人	501,105 人	646,873 人	924,940 人
	所 得 税 失 格 者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486
第 二 業 種	所 得 税 課 税 者	4,838 人	6,716 人	5,930 人	2,023 人	1,728 人	1,683 人
	所 得 税 失 格 者	1,656	1,926	1,815	28	7	9
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692
第 三 業 種	所 得 税 課 税 者	83,549 人	109,529 人	166,452 人	72,232 人	116,766 人	163,550 人
	所 得 税 失 格 者	22,817	38,661	43,664	263	200	575
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
普 通 法 人	分 割 法 人	19,375 人	31,545 人	46,799 人	65,385 人	78,290 人	87,319 人
	県 内 法 人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714
特 別 法 人	公 益 法 人 等	19,816 人	43,775 人	48,534 人	55,356 人	61,581 人	64,283 人
	人 格 な き 社 団 等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764
	清 算 法 人	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887
	特 定 信 託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884
課 収 税 入 法 金 人 額	分 割 法 人	93 人	103 人	113 人	115 人	119 人	118 人
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264
	計	184	243	267	324	362	382
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
法 人 均 等 割		616,259 人	903,732 人	1,218,772 人	1,671,957 人	2,054,770 人	2,389,564 人
法 人 税 割		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708
固 定 資 産 税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成20年度においては速報値である。

平成2年度	7	12	15	16	17	18	19	20
41,047,866 人	45,441,915 人	46,570,162 人	46,082,712 人	46,122,853 人	55,400,971 人	59,191,562 人	59,846,597 人	60,380,984 人
45,691,945	51,050,417	51,634,930	49,974,592	49,956,768	51,361,677	55,037,980	55,627,624	56,094,654

は速報値である。

定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度以前と同様、所得

までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

平成2年度	7	12	15	16	17	18	19
1,464,048 人	1,319,743 人	1,030,237 人	933,412 人	918,039 人	909,915 人	891,468 人	874,348 人
13,187	11,115	32,695	30,576	28,712	21,033	18,788	19,313
1,477,235	1,330,858	1,062,932	963,988	946,751	930,948	910,256	893,661
2,119 人	1,601 人	1,355 人	1,167 人	882 人	1,021 人	1,062 人	1,031 人
26	59	81	25	27	34	30	15
2,145	1,660	1,436	1,192	909	1,055	1,092	1,046
227,493 人	218,623 人	194,654 人	187,596 人	181,805 人	181,613 人	179,029 人	179,366 人
2,377	2,429	6,450	6,018	5,795	4,406	4,713	4,814
229,870	221,052	201,104	193,614	187,600	186,019	183,742	184,180
1,709,250	1,553,570	1,265,472	1,158,794	1,135,260	1,118,022	1,095,090	1,078,887

平成2年度	7	12	15	16	17	18	19
102,099 人	114,527 人	122,128 人	124,062 人	126,137 人	126,662 人	128,503 人	129,904 人
2,002,180	2,298,605	2,354,731	2,354,706	2,368,176	2,381,754	2,402,347	2,413,968
2,104,279	2,413,132	2,476,859	2,478,768	2,494,313	2,508,416	2,530,850	2,543,872
69,397 人	77,022 人	87,289 人	88,782 人	88,596 人	89,462 人	91,134 人	96,378 人
24,730	28,114	31,792	36,474	39,209	43,080	45,696	48,134
4,384	5,565	7,158	10,797	11,756	12,151	12,406	12,999
11,553	18,003	30,692	33,178	33,253	34,111	35,718	36,282
			413	402	416	1,107	
116 人	116 人	149 人	148 人	149 人	143 人	153 人	159 人
282	269	950	1,401	1,333	1,221	1,208	1,317
398	385	1,099	1,549	1,482	1,364	1,361	1,476
2,214,741	2,542,221	2,634,889	2,649,961	2,669,011	2,689,000	2,718,272	2,739,141

平成2年度	7	12	15	16	17	18	19	20
2,810,888 人	3,339,390 人	3,563,841 人	3,569,354 人	3,621,529 人	3,670,576 人	3,687,871 人	3,714,524 人	3,760,791 人
2,737,275	3,238,327	3,412,841	3,475,513	3,479,444	3,508,610	3,531,117	3,562,851	3,590,820
38,154,255	39,469,959	43,096,333	44,578,645	45,384,493	45,551,292	45,691,272	46,163,101	46,630,110

13 平成 20 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,810	1	1,811	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 20 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 所得割については、北海道夕張市のみ超過税率(6.5%)を採用している。

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,810	1	1,811	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1,2 に同じ。

(注) 2 均等割については、北海道夕張市のみ超過税率(3,500 円)を採用している。

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.6% ~13.1%	13.2% ~13.9%	14.0% ~14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	5	5	7	20
人口 5 万 以上 50 万未満の市	98	1	10	8	199	218	316	194
人口 5 万未満の市	74	5	6	7	131	149	223	23
町 村	593	15	25	27	314	381	974	31
合 計	767	21	41	42	649	753	1,520	268
構 成 比	50.5%	1.4%	2.7%	2.8%	42.7%	49.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
			50,100 円~ 54,900 円	55,000 円~ 57,900 円	58,000 円~ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	375	—	1	—	117	118	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,389	—	4	1	374	379	1,768	20
構 成 比	—	78.6%	—	0.2%	0.1%	21.2%	21.4%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	2	—	121	123	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,384	—	5	1	378	384	1,768	20
構 成 比	—	78.3%	—	0.3%	0.1%	21.4%	21.7%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	122	123	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,383	—	4	1	380	385	1,768	20
構 成 比	—	78.2%	—	0.2%	0.1%	21.5%	21.8%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	123	124	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,382	—	4	1	381	386	1,768	20
構 成 比	—	78.2%	—	0.2%	0.1%	21.5%	21.8%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		ほか不 均一課 税団体
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	10
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	473	91.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	42	8.2	515	100.0	118
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	42	8.2			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	195	80.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	44	18.2	242	100.0	64
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	47	19.4			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	933	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	53	5.3	1,004	100.0	87
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	71	7.1			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,629	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	139	7.8	1,789	100.0	279
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	21	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	160	8.9			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

15 平成20年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成21年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/k1	S47.6.1施行 (H19.4.1) 973
福井県	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 (福島県については価額及び重量)	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	S51.11.10施行 (H18.11.10) 3,853
福島県						従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52.11.10施行 (H19.12.31) 3,917
愛媛県						100分の13	S54.1.16施行 (H21.1.16) 720
佐賀県						100分の10	S54.4.1施行 (H16.4.1) 1,196
島根県						100分の10 (平成17年度及び平成18年度は100分の12)	S55.4.1施行 (H17.4.1) 850
静岡県						100分の10	S55.4.1施行 (H17.4.1) 871
鹿児島県						100分の12	S58.6.1施行 (H20.6.1) 946
宮城県						100分の12	S58.6.21施行 (H20.6.21) 527
新潟県						100分の12	S59.11.15施行 (H16.11.15) 0
北海道						100分の12	S63.9.1施行 (H20.9.1) 552
石川県						100分の12	H4.10.8施行 (H19.10.8) 0
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への核燃料の挿入 ②使用済燃料の受入れ ③ガラス固化体の保管 ④放射性廃棄物の発生 ⑤放射性廃棄物の保管	①原子炉に挿入した核燃料の価額 ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ③ガラス固化体の容器の数量 ④放射性廃棄物の容器の容量 ⑤放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④原子力事業者 ⑤原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の100分の10 ② 35,400円/kg ③938,000円/本 ④ 62,400円/m ³ ⑤ 3,000円/m ³	S53.10.18施行 (H16.4.1) 1,193

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の貯蔵 ⑤廃棄物の埋設 ⑥廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑥ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事業者 ⑥廃棄物管理事業者	申告納付	① 16,500円/kg ② 核燃料価額の100分の10 (当面の間100分の12) ③ 19,400円/kg ④ 1,300円/kg ⑤ 23,700円/m ³ ⑥ 728,700円/本	H3.9.28施行 (H18.9.28) 9,022
神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行 5,857

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

平成 21 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取 税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m ³ 40円	S43. 12. 1施行 (H18. 6. 1) 1 9
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取				洗浄した 砂利 1 m ³ 30円 その他 1 m ³ 15円	S47. 6. 1施行 (H19. 6. 1) 1 3
神奈川県 山北町		岩石及び砂利 の採取				岩石 1 m ³ 10円 砂利 1 m ³ 15円	S57. 4. 1施行 (H19. 4. 1) 8
静岡県 熱海市	別荘等所有 税	別荘等の所有	別荘等の延面 積	所有者	普通徴収	1 m ² 年 650円	S51. 4. 1施行 (H18. 4. 1) 5 6 6
福岡県 太宰府市	歴史と文化 の環境税	有料駐車場に 駐車する行為	有料駐車場に 駐車する台数	有料駐車場利用 者	特別徴収	二輪車（自転車を 除く）…50円 乗車定員10人以下 の自動車…100円 乗車定員10人超29 人以下の自動車 …300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15. 5. 23施行 6 8
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の貯蔵	貯蔵されてい る使用済核燃 料（使用済核 燃料集合体） の数量（1 発 電用原子炉に つき157体を超 える分）	発電用原子炉の 設置者	申告納付	230, 000円/体	H15. 11. 1施行 2 7 3
東京都 豊島区	狭小住戸集 合住宅税	豊島区内にお ける狭小住戸 （専用面積29 ㎡未満の住戸） を有する集 合住宅の建築 等	区内に新たに 生ずる集合住 宅の狭小住戸 の戸数	建築主	申告納付	1 戸につき50万円	H16. 6. 1施行 2 8 0

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成 19 年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成 21 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)	
三 重 県	産業廃棄物 税	産業廃棄物の 中間処理施設 又は最終処分 場への搬入	①最終処分場 への搬入： 当該産業廃 棄物の重量 ②中間処理施 設への搬入 ：当該産業 廃棄物の重 量に処理係 数を乗じて 得た重量	最終処分場又は 中間処理施設へ 搬入される産業 廃棄物の排出事 業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 1000ト未満は免税	H14. 4. 1施行 3 5 5	
滋 賀 県						1,000円/ト ※年間搬入量 500ト未満は免税	H16. 1. 1施行 7 3	
岡 山 県	産業廃棄物 処理税	最終処分場へ の産業廃棄物 の搬入	最終処分場へ 搬入される産 業廃棄物の重 量	最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事 業者及び中間処 理業者	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	1,000円/ト	H15. 4. 1施行 7 4 2	
広 島 県	産業廃棄物 埋立税					最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事 業者及び中間処 理業者 ※自社処分は原 則課税免除	特別徴収 ※他者か ら搬入され た産業 廃棄物を 自社の処 分場にお いて処理 する場合 は申告納 付	H15. 4. 1施行 (H20. 4. 1) 8 8 6
鳥 取 県	産業廃棄物 処分場税					最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事 業者及び中間処 理業者 ※自社処分は原 則課税対象外 ※下水処理に伴 う汚泥等は非 課税		H15. 4. 1施行 (H20. 4. 1) 6
青 森 県	産業廃棄物 税					最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事 業者及び中間処 理業者 ※県が供給する 工業用水のう ち、河川の表 流水を原水に より供給して いるものから 発生する汚泥 を自社処理す る場合は非課 税	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	H16. 1. 1施行 8 1
岩 手 県						最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事 業者及び中間処 理業者		H16. 1. 1施行 8 3
秋 田 県								1,000円/ト (公有水面埋立区 域内に県が設置 する最終処分場への 指定副産物の搬入 については250円/ト)

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)	
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 183	
山口県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H16.4.1施行 295	
新潟県				最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H16.4.1施行 207	
京都府							H17.4.1施行 81	
宮城県							H17.4.1施行 364	
島根県	産業廃棄物減量税						1,000円/トン ※導入初年度333円/トン、2年度目666円/トン	H17.4.1施行 325
熊本県	産業廃棄物税						1,000円/トン	H17.4.1施行 160
福島県							1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 571
愛知県							1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 515
沖縄県							1,000円/トン	H18.4.1施行 102
北海道	循環資源利用促進税						1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 536
山形県	産業廃棄物税						1,000円/トン	H18.10.1施行 169
愛媛県	資源循環促進税						1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1施行 117

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	H17.4.1施行 378
佐賀県							H17.4.1施行 131
長崎県							H17.4.1施行 119
大分県							H17.4.1施行 294
鹿児島県							H17.4.1施行 92
宮崎県							H17.4.1施行 271
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円以上15千円未満： 100円 15千円以上： 200円	H14.10.1施行 1,410
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15.4.1施行 22

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成19年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成 21 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 19年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖 町	遊漁税	河口湖での遊 漁行為	遊漁行為を行 う日数	遊漁行為を行 う者	特別徴収	1 人 1 日 200円	H13. 7. 1 施行 1 2
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場 において行われ る産業廃棄物 の埋立処分	最終処分場 において埋立 処分される産業 廃棄物の重量	最終処分場 において埋立 処分される産業 廃棄物の最終 処分業者及び 自家処分業者	申告納付	1,000円/ト ※条例施行後3 年間は500円/ト	H15. 10. 1施行 1, 3 1 4
新潟県 柏崎市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の保管	保管する使用 済核燃料の重 量 (使用済核 燃料に係る原 子核分裂をさ せる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料 を保管する原 子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15. 9. 30施行 5 4 7
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する行為	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する回数	旅客船、飛行 機等により伊 是名村へ入域 する者	特別徴収	1 回の入域につ き100円 (障害 者、高校生以 下は課税免除)	H17. 4. 25施行 4
沖縄県 伊平屋村		旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する行為	旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等によ り伊平屋村へ 入域する者			H20. 7. 1施行 平年度見込額 2

- (注) 1 新設の法定外税のうち平成 19 年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。
 2 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設 (更新) の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
 3 遊漁税を課税していた 3 町村 (河口湖町、勝山村及び足和田村) が平成 15 年 11 月 15 日に合併。

16 平成19年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	770,955	282,384	36.6	101,754	13.2	141,323	18.3	46,510	6.0	198,984	25.9
仙台	393,696	179,168	45.5	24,926	6.3	52,424	13.3	43,221	11.0	93,957	23.9
さいたま	397,939	217,448	54.6	2,938	0.7	50,779	12.8	38,674	9.7	88,100	22.2
千葉	363,416	177,785	48.9	547	0.2	47,081	13.0	71,774	19.7	66,229	18.2
横浜	1,348,724	723,478	53.6	1,777	0.1	192,066	14.2	116,948	8.7	314,455	23.4
川崎	526,637	289,669	55.0	430	0.1	77,317	14.7	52,435	10.0	106,786	20.2
新潟	314,160	119,843	38.1	46,022	14.6	40,061	12.8	33,754	10.7	74,480	23.8
静岡	273,816	128,302	46.9	9,831	3.6	43,204	15.8	40,544	14.8	51,935	18.9
浜松	271,746	137,428	50.6	17,810	6.6	42,210	15.5	20,961	7.7	53,337	19.6
名古屋	980,180	516,509	52.7	507	0.1	116,333	11.9	98,798	10.1	248,033	25.2
京都	677,367	260,938	38.5	67,913	10.0	114,799	16.9	77,753	11.5	155,964	23.1
大阪	1,577,285	678,485	43.0	10,500	0.7	295,769	18.8	141,016	8.9	451,515	28.6
堺	293,119	132,571	45.2	26,661	9.1	59,634	20.3	21,797	7.4	52,456	18.0
神戸	746,090	275,923	37.0	81,107	10.9	119,463	16.0	49,293	6.6	220,304	29.5
広島	535,751	210,143	39.2	41,393	7.7	100,242	18.7	51,828	9.7	132,145	24.7
北九州	499,206	168,623	33.8	57,712	11.6	73,222	14.7	51,340	10.3	148,309	29.6
福岡	675,903	270,492	40.0	38,087	5.6	102,807	15.2	67,367	10.0	197,150	29.2
計	10,645,989	4,769,190	44.8	529,913	5.0	1,668,736	15.7	1,024,013	9.6	2,654,137	24.9

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創 設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標 準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年 度から適用するこ ととされたが、同 年度において再び 法改正が行われ、 実施されなかつ た。	所得割 150 万円以下 2% 150 万年超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が ない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者が ない場合 1人目 11万円
分離課税に係る所得 割は当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡所 得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47 年度 1.3% (ロ) 48, 49 年度 1.6% (ハ) 50, 51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計 算した場合の課 税短期譲渡所得 金額に対する税 額の110%相当 額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在場 合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在場 合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在場 合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在場 合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業 所得等の金額に対する税額の110%相当 額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農 地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

(注) 2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度	58	59
項目		
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26 万円		28 万円
控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 36 万円 (新設)配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は 調整される。)
扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円	同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
均等割 標準税率 年 額 700 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下 である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額 の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分 に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超 える場合 80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万 円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期 譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅 地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合 の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130 万円以下の金額 2% 130 万円を超える金額 3% 260 万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (昭和 63~平成 3 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課 税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅 地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街 化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (i) 又は(ii) のいずれか多い金額 (i) 4% (ii) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡 に係る分は従前の税率適用）

は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者 である特定扶養親 族 1人 60万円	扶養親族 1人 30万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 特定扶養親族 1人 35万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置 として平成4年1月1日から平成5年3 月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換) の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000万円を控除した金額の1.6%に相 当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税制 度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ㊷ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ㊹ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得 ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成 13 年度) 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 16 年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成 16 年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 16 年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額

- 5 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。
- 6 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 7 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度)</p> <p>(ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p> <p>(創設(平成 16 年 1 月～))</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当に係る税率 5%</p> <p>(平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成 16 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額(7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する(平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する(平成 18 年度改正による。)
- 4 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
- 5 平成 20 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである(※は平成 20 年度改正による)。

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成20年度) 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 5%</p> <p>(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>※ 3%軽減税率は、平成20年12月31日をもって廃止。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22 (改正案による)
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度)</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄において、所得割については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正案によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 21 年度改正案によるものである。

23 (改正案による)

配当割

上場株式等の配当に係る税率 5%
(平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)

株式等譲渡所得割

源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%
(平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42	45
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 資本の金額又は出 資金額が 1,000 万 円を超える法人 年 1,000 円 上記法人以外の法 人等 年 600 円	法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%

年度 項目	昭和 53 年度	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円 以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円 以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円 以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額・資本の金額又は出資金額と資本積立金との合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%

49	51	52
法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成6年度
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	20
税 率	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32
事業主控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円	
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%		第1種業務のうち助産婦業等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及び第3種事業 6% 第3種事業のうち助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第3種事業とされた。			

年度 項目	昭和43年度	44	45	46	47	48	49	50
事業主控除等			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円
税率								制限税率が設けられた。 (標準税率の1.1倍)
事業専従者控除等	事業専従者控除 (青色) 年170,000円 (白色) 年110,000円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年150,000円			事業専従者控除 (白色) 年165,000円	事業専従者控除 (白色) 年170,000円	事業専従者控除 (白色) 年192,500円 (49年度限り、本則は 年200,000円)	事業専従者控除 (白色) 年275,000円 (50年度限り、本則は 年300,000円)

33	34	37	39	40	41	42
	基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円
		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%				
事業専従者控除 (青色) 年 80,000円		事業専従者控除 (白色) 年 50,000円 (青色の年80,000 円についても法律 に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円

51	52	60	63	平成2年度	5	8	11
事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円	事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年 2,700,000円		事業主控除 年 2,900,000円
事業専従者控除 (白色) 年 400,000円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 600,000円 その他の事業専 従者 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 800,000円 その他の事業専 従者 年 470,000円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 860,000円 その他の事業専 従者 年 500,000円	

- (注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額 課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上 の道府県 に事務所 等を有す る法人で 資本金等 500 万円 以上の法 人の所得 及び清算 所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上 の道府県に事務所 等を有する法人で 資本金等 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超 及び清算所得 8% ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 700 万円以下 9% 年 700 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間 に終了する法人につい ては次による。</p> <p>普通法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 600 万円以下 9% 年 600 万円超 及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率 が設けら れた。 標準 税率 の 1.1 倍</p>	<p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超 及び清算所得 11% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 及び清算所得 7.5% ただし、3 以上の 道府県に事務所等を 有する法人で資本金 等 1,000 万円以上の 法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 及び清算所得 9.6% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 及び清算所得 6.6% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な 減税として法附則 40 ⑩に定められている ものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは 異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度	16	
項目		
税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本金割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超 5.5% 800万円以下 5.5% 年800万円超 7.2% 及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下 の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超 7.3% 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6% 及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超 6.6% 及び清算所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等につ ては年10億円超 7.9%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等につ ては年10億円超 7.9%] 収入金額課税法人 収入割 1.3%
	※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。 制限税率が引き上げられた。[標準税率の1.2倍]	
その他		

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。
 2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	0.48%	所得割	
資本割	0.2%	年400万円以下	2.7%
所得割		年400万円超	
年400万円以下	1.5%	800万円以下	4.0%
年400万円超		年800万円超	
800万円以下	2.2%	及び清算所得	5.3%
年800万円超		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
及び清算所得	2.9%	資本金等1,000万円以上の法人の所得	5.3%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で			
資本金等1,000万円以上の法人の所得	2.9%	特別法人	
		所得割	
		年400万円以下	2.7%
		年400万円超	
		及び清算所得	3.6%
		〔ただし、一定の協同組合等について〕	
		ては年10億円超 4.3%	
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
		資本金等1,000万円以上の法人の所得	3.6%
		〔ただし、一定の協同組合等について〕	
		ては年10億円超 4.3%	
		収入金額課税法人	
		収入割	0.7%

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和26年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数 とした。	資本金が1億円以上の 法人の本社管理部門の 従業者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金1億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の1/2 を従業者の 数	鉄道の延長キロメー トル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和47年度	57	平成元年	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業 者数1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金1億円以上の法 人の工場の従業者数につ いては1.5倍	本社管理部門の従業者 数1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の1/2 を固定資産 の価額	3/4 を発電所の固定資 産の価額 他の1/4 を固定資産の 価額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

① 譲渡割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

② 貨物割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

4. 不動産取得税

年度	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
項目							
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率 4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭 和61年6月30日までの間に 行われた一定の住宅用土地の 取得については税額から4分 の1に相当する額を減額する こととされた。	住宅及び住 宅用土地に 係る税率等 の特例措置 について、 平成元年6 月30日ま で3年間延 長された。

年度	平成12年度	13	15	18
項目				
税率等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日 から平成14年12 月31日までに 行われた場合に おいては課税標 準を価格の2分 の1とする特 例措置が講じ られた。	住宅及び住宅用 地に係る税率等 の特例措置につ いて平成16年6 月30日まで3 年間延長され た。	税率 4% ただし、平成15 年4月1日から 平成18年3月3 1日までに 行われた不動 産の取得につ いては課税標 準を3%と する特例措 置が講じられ た。 宅地及び宅地 比準土地の取 得が平成15 年1月1日か ら平成17年1 2月31日ま でに行われ た場合に おいては課 税標準を 価格の2分 の1とする 特例措置 が講じられ た。	税率 4% ただし、住宅 及び土地に 係る税率の 特例措置 については 平成21年3 月31日 まで3年間 延長され た。 住宅以外 の家屋に 係る税率 の特例措 置につ いては平 成18年4 月1日か ら平成20 年3月31 日までの 2年間に 限り、標 準税率を 3.5%と する経過 措置が 講じられ た。 宅地及び 宅地比準 土地の取 得に係る 課税標 準の特 例措置 につ いては 平成21 年3月3 1日ま で延長 する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21(改正案による)
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の売渡 し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円 ただし、昭和 61 年 5 月か ら昭和 62 年 3 月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,000 本につき 160 円を加算。

年度 項目	平成 15 年度	18
税率等	平成 15 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41
税率等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の 2 分の 1 に引 き下げられ た。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額) 税率 ばちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場に対 し定額課税が 採用された。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額 課税の税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町村 に対して 6 分の 1 を交 付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額） 税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額） 税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用（非課税制度 が免税点制度に改められた。）

年度 項目	昭和46年度	48	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控 除) 1,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館におけ る基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館におけ る基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル 超 60,000円	1リットル超 1.5リットル以下 14,000円
	トラック及びバ ス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 3.048メートル 以下 15,000円	1.5リットル超 16,000円
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			超 3.048メートル 超 30,000円	営業用 1リットル以下 6,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	1.5リットル以下 7,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 30,000円	1.5リットル超 8,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			観光用 30,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			その他 14,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			営業用 8,000円	
			その他 揮発油 14,000円			三輪車 3,800円	
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル 以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超 1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,000円 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられ た。(標準税率の1.2 倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,500円 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2リットル以下 39,500円 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リッ トル以下 8,500円 1.5リットル超2リッ トル以下 9,500円 2リットル超2.5リッ トル以下 13,800円 2.5リットル超3リッ トル以下 15,700円 3リットル超3.5リッ トル以下 17,900円 3.5リットル超4リッ トル以下 20,500円 4リットル超4.5リッ トル以下 23,600円 4.5リットル超6リッ トル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)	制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと		に 3,800 円を加算した額
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと	に 5,100 円を加算した額		
※トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分を応じた額を			
加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス (三輪の小型自動車を除く。)			
営業用			
一般乗合用	自家用		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 33,000 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 41,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 49,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 57,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 65,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 74,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 83,000 円		
一般乗合用以外			
30 人以下 26,500 円			
30 人超 40 人以下 32,000 円			
40 人超 50 人以下 38,000 円			
50 人超 60 人以下 44,000 円			
60 人超 70 人以下 50,500 円			
70 人超 80 人以下 57,000 円			
80 人超 64,000 円			

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税率等	軽 減 { 平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度) } 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ☆☆かつ燃費基準達成 " 25%軽減 ☆かつ燃費基準達成 " 13%軽減	軽 減 { 平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) } 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 17 年度	19
税率等	軽 減 { 平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) } 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ燃費基準+5%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準達成 } " 25%軽減 ★★かつ燃費基準+5%以上達成 } 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	軽 減 { 平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) } 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ燃費基準+20%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準+10%以上達成 " 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
 2 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ★★★★★は " 50%以上 "

年度 項目	平成 21 年度
税率等	軽 減 { 平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) } 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減 ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ燃費基準+25%以上達成 } ★★★★★かつ燃費基準+15%以上達成 " 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 3 ★★★★★ " 50%以上 "

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対して10分の9に相当する額を道路面積等にあん分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成21年度 (改正案による)
税率等	目的税から普通税に改められる。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定 税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5 年11月30日まで 延長され、平成5 年12月1日から平 成10年3月31日 までの間適用する 暫定税率が1キロ リットル当たり 32,100円とされ た。	暫定税率が5年 度間延長され た。	暫定税率が5年 度間延長され た。	暫定税率が10年 度間延長され た。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘90円、採掘180円）が、それぞれ3分の2（試掘60円、採掘120円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和58年度	60	63	平成2年度
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としな い鉱業権の鉱区 2. 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区</p> <p>試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 河床に存するもの 河床でないもの 面積100アールごとに 年額600円 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円 2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>

年度 項目	平成21年度 (改正案による)
税率等	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められる。</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車、軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉦区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

5	10	14	15	16	19	20
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。 自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 800 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 400 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p> <p>ただし、昭和 25 年度に限り (1) 方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 700 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 300 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 制限税率 10%</p> <p>(3) 第二課税方式 但書 制限税率 20%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 制限税率 20%</p> <p>(5) 第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 600 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 200 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 800 円 (2) 年額 550 円 (3) 年額 300 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 制限税率 7.5%</p> <p>(3) 第二課税方式 但書 制限税率 7.5%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 制限税率 15%</p> <p>(5) 第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2) 以下左に同じ</p> <p>(3) 第二課税方式 制限税率 18%</p> <p>(4) 第三課税方式 制限税率 18%</p> <p>(5) 第三課税方式 制限税率 18%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 制限税率 18%</p> <p>(3) 第二課税方式 但書 制限税率 18%</p> <p>準拠税率法定</p> <p>3 万円以下の金額 2.2%</p> <p>3 万円を超える金額 3.0%</p> <p>8 万円 " 3.7%</p> <p>15 万円 " 4.5%</p> <p>30 万円 " 5.2%</p> <p>50 万円 " 6.0%</p> <p>80 万円 " 6.7%</p> <p>120 万円 " 7.5%</p> <p>200 万円 " 8.2%</p> <p>300 万円 " 9.0%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 制限税率 18%</p> <p>(5) 第三課税方式 但書 制限税率 18%</p> <p>準拠税率法定</p> <p>3 万円以下の金額 2.6%</p> <p>3 万円を超える金額 3.7%</p> <p>7 万円 " 5.0%</p> <p>12 万円 " 6.4%</p> <p>20 万円 " 8.1%</p> <p>35 万円 " 10.0%</p> <p>50 万円 " 12.3%</p> <p>80 万円 " 15.0%</p> <p>120 万円 " 18.3%</p> <p>160 万円 " 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者があ る場合1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 %</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 } 方式 } 本文 } (3) 第二課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 } 方式 } 本文 } (5) 第三課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } 準拠税率 (2) 但書方式 } 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の不 均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に 同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍 の率)</p> <p>2 39年度適用但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額控 除の最低限の法定</p> <p>3 上記1、2 による減収については 市町村民税臨時減税補 てん償により元利とも 補てんすることとされ た。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者 がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円	扶養親族1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得については、42年1月1日か ら現年分離課税額 は、当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれ か多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税短期譲 渡所得金額に対する 税額の110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50,51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者がない場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者がない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
 2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
 3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56																										
22万円																											
22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円																										
扶養親族1人 22万円 老人扶養親族1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族1人 26万円																											
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額2,000円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額1,500円</p> <p>(3) その他の市町村 年額1,000円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600円</p> <p>(2) 年額 2,000円</p> <p>(3) 年額 1,400円</p> <p>所得割</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 30万円以下の金額</td><td>2%</td></tr> <tr><td>30万円を超える金額</td><td>3%</td></tr> <tr><td>45万円</td><td>4%</td></tr> <tr><td>70万円</td><td>5%</td></tr> <tr><td>100万円</td><td>6%</td></tr> <tr><td>130万円</td><td>7%</td></tr> <tr><td>230万円</td><td>8%</td></tr> <tr><td>370万円</td><td>9%</td></tr> <tr><td>570万円</td><td>10%</td></tr> <tr><td>950万円</td><td>11%</td></tr> <tr><td>1,900万円</td><td>12%</td></tr> <tr><td>2,900万円</td><td>13%</td></tr> <tr><td>4,900万円</td><td>14%</td></tr> </table> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	(1) 30万円以下の金額	2%	30万円を超える金額	3%	45万円	4%	70万円	5%	100万円	6%	130万円	7%	230万円	8%	370万円	9%	570万円	10%	950万円	11%	1,900万円	12%	2,900万円	13%	4,900万円	14%	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の金額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>
(1) 30万円以下の金額	2%																										
30万円を超える金額	3%																										
45万円	4%																										
70万円	5%																										
100万円	6%																										
130万円	7%																										
230万円	8%																										
370万円	9%																										
570万円	10%																										
950万円	11%																										
1,900万円	12%																										
2,900万円	13%																										
4,900万円	14%																										

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額 2,500円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,500円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,200円</p> <p>(2) 年額 2,600円</p> <p>(3) 年額 2,000円</p> <p>所得割</p> <p>20万円以下の金額 2.5%</p> <p>20万円を超える金額 3%</p> <p>45万円 " 4%</p> <p>70万円 " 5%</p> <p>95万円 " 6%</p> <p>120万円 " 7%</p> <p>220万円 " 8%</p> <p>370万円 " 9%</p> <p>570万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>2,900万円 " 13%</p> <p>4,900万円 " 14%</p>	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設)配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63 年)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60 万円以下の金額 3%</p> <p>60 万円を超える金額 5%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>260 万円 " 8%</p> <p>460 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 11%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額

を延長したものである。

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7
基礎控除		33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定 扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 3,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 2,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,800 円</p> <p>(2) 年額 3,200 円</p> <p>(3) 年額 2,600 円</p> <p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 5.5%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 220 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 200 万円以下の金額 3%</p> <p>200 万円を超える金額 8%</p> <p>700 万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 9%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 15 年度）</p> <p>㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 12%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊷ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>㊹ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 380 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊷又は㊸のいずれか多い金額</p> <p>㊷ 9%</p> <p>㊸ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

- 4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額（15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除した。
- 5 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。
- 6 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。
2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 4%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税率（平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額

- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 2% ※ (イ)について、税率2%の特例を創設 (～平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成21年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額 の3.4%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、均等割については平成16年度改正、(1)(※を除く)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)
- 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
- 5 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。

19	21
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 20 年度) 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.8%</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	22 (改正案による)
基礎控除	
配偶者控除	
扶養控除	
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である 場合 2.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円 を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度)</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

(注) 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和25年度	26	27	29	30	40	41	42
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口 50 万以上 の市 2,400 円 (4,000 円) 人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円) 上記以外の市 並びに町村 1,200 円 (2,000 円)	法人税率 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税率 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和29年 5月13日施 行、昭和29 年4月1日 の属する事 業年度から 適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和30年 7月1日か ら同年9月 30日までの 間に終了す る事業年度 分にあつて は、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率 (制限税率) 1 資本の金額又は出資金 額が 1 千万円を超える法 人及び保険業法に規定す る相互会社 年額 4,000 円 (7,000 円) 2 上記法人以外の法人等 年額 2,400 円 (4,000 円)

年度 項目	昭和53年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人以下 の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を 超え 10 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人以下の法人及び資本の 金額が又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人以下の法人及 び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円) 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人以下の法人及び 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以 下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円) (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億 円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 50 人超の法人 年額 48,000 円 (80,000 円) (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)

45	49	51	52
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円(20,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200 円(12,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円(134,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000 円(13,000 円)

59	平成 6 年度	14	18
均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000 円	均等割 標準税率 (制限税率は標準税率の 1.2 倍) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 410,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (5) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (7) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 130,000 円 (8) 資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000 円	均等割 資本金等の額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資 産に対する特 例及び基準年 度制度が創設 された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所 在市町村交付 金、公公有資 産所在市町村 納付金制度が 創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に 伴い土地について税額 の激変緩和の暫定措置 が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間(昭和 39 年度～昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 ㎡以下の住宅用地 (200 ㎡を超え る住宅用地については、その上に存す る住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用 地) について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられ た。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭 和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産 税の額について、原則として前年度の 課税標準となるべき額の 1.5 倍の額に よって算定した税額とする措置が講ぜ られた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額 の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜ られた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれて いたが、昭和 51 年度から昭和 53 年 度まで段階的な課税の適正化措置が講 ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準 となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調 整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調 整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものにつ いて新たな負担調整措置率が設けられ た。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課す市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農 地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地においては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。</p> <p>ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であって、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

3. 軽自動車税 (自転車税、荷車税、自転車荷車税)

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36
税 率	<p>自転車 200 円</p> <p>荷積牛馬車 800 円</p> <p>荷積大車 400 円</p> <p>荷積小車 200 円</p> <p>リヤカー 200 円</p>	<p>原動機付自転車 500 円</p> <p>その他の自転車 200 円</p> <p>自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。</p>	<p>原動機付自転車 50cc 以下 500 円</p> <p>50cc~90cc 800 円</p> <p>90cc 超 1,000 円</p>	<p>自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。</p> <p>二輪の小型自動車 2,500 円</p> <p>軽自動車 1,500 円</p>	<p>軽自動車</p> <p>二輪のもの 1,500 円</p> <p>三輪のもの 2,000 円</p> <p>四輪のもの</p> <p>乗用 3,000 円</p> <p>貨物用 2,500 円</p>

年度 項目	平成 18 年度
税 率	制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)

18	21(改正案による)
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6 又は 1/3。以下同じ。）の 5%を加えた額を課税標準額とする。 ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の 60%、住宅用地にあつては評価額の 80%を上回る場合には 60%又は 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続する。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置を継続する。 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成 21 年度から平成 23 年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に 1.1 以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置を講ずる。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、現行と同様の負担調整措置を継続する。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとする。

40	51	54	59	60
<p>四輪以上のもの 乗用 4,500 円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50cc 以下 年額 650 円</p> <p>50cc～90cc 年額 1,000 円</p> <p>90cc 超 年額 1,300 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,000 円</p> <p>三輪のもの 年額 2,600 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用 { 営業用 年額 5,200 円</p> <p>{ 自家用 年額 5,900 円</p> <p>貨物用 { 営業用 年額 2,900 円</p> <p>{ 自家用 年額 3,300 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p>年額 3,300 円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.2 倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50cc 以下 年額 750 円</p> <p>50cc～90cc 年額 1,100 円</p> <p>90cc 超 年額 1,450 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,200 円</p> <p>三輪のもの 年額 2,850 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用 { 営業用 年額 5,200 円</p> <p>{ 自家用 年額 6,500 円</p> <p>貨物用 { 営業用 年額 2,900 円</p> <p>{ 自家用 年額 3,650 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p>年額 3,650 円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50cc 以下 年額 1,000 円</p> <p>50cc～90cc 年額 1,200 円</p> <p>90cc 超 年額 1,600 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400 円</p> <p>三輪のもの 年額 3,100 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用 営業用 年額 5,500 円</p> <p>自家用 年額 7,200 円</p> <p>貨物用 営業用 年額 3,000 円</p> <p>自家用 年額 4,000 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p>年額 4,000 円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車</p> <p>(イ) 50cc 以下 (ニ) に掲げるものを除く。) 年額 1,000 円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200 円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90cc 超 年額 1,600 円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 年額 2,500 円</p>

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%

年度 項目	昭和63年度	平成元年度	9
税率	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税率 3%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2% ガス税 税率 2% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることができるとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。

11	15	18
平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,000円

53	54	55	57	平成元年度
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和25年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1人1日 10円	税率 1人1日 20円	目的税とされた。	税率 1人1日 40円	税率 1人1日 100円	税率 1人1日 150円 (53年1月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 57 年度	60	63	平成 3 年度	4
税 率 等	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については課税としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)

年度 項目	平成 10 年度	13	15
税 率 等	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の()内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

47	48	51	53	54
市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和 48 年度から、B農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。	昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3%に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。

6	7	8	9
<p>(1) 小規模住宅用地 (200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地) の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた (一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた)。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額) とする特例措置及び住宅用地と同様 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる) の調整措置が講ぜられた。 (注 2)</p>	<p>地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 住宅地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地 (特例市街化区域農地を除く) 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>

16	17	18	21 (改正案による)
<p>固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p>	<p>・ 固定資産税と同様の負担調整措置を継続する。</p> <p>・ 固定資産税と同様に、住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る都市計画税について、地方公共団体の条例に定めるところにより、平成 21 年度から平成 23 年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に 1.1 以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置を講ずる。</p>

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。

年度 項目	昭和 55 年度	56	57	58	59
課税標準 総額等	課税限度額が 24 万円に引き上げられた。	課税限度額が 26 万円に引き上げられた。	課税限度額が 27 万円に引き上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	7	9
課税標準 総額等	課税限度額が 46 万円に引き上げられた。	課税限度額が 50 万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 52 万円に引き上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き上げられた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
 2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
 3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。
 4 平成 21 年度欄については、平成 21 年度改正案によるものである。

38	43	46	49	51	52	53	54
標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。	標準課税総額が 65%とされた。	課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	課税限度額が 12 万円に引き上げられた。	課税限度額が 15 万円に引き上げられた。	課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	課税限度額が 19 万円に引き上げられた。	課税限度額が 22 万円に引き上げられた。

60	61	62	63	平成元年度	3
標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 37 万円に引き上げられた。	課税限度額が 39 万円に引き上げられた。	課税限度額が 40 万円に引き上げられた。	課税限度額が 42 万円に引き上げられた。	課税限度額が 44 万円に引き上げられた。

12	15	18	19	20	21(改正案による)
国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 9 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額を 56 万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が 47 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 12 万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額を 10 万円に引き上げる。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44
税 率 等	<p>鉱 産 税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円</p> <p>接 客 人 税 1 人 月 額 100 円</p>	<p>広告税及び接客人税は廃止された。</p>	<p>鉱産税、軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>

年度 項目	昭和57年度	60	61	63
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間 10 年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間に取得された 500 m²（特別区及び指定都市の区の区域にあっては 300 m²）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降 2 年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について 10 年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間 10 年を超える土地が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率</p> <p>事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるとともに、昭和 63 年 4 月 1 日以後に取得される土地について免税点が 330 m²（特別区及び指定都市の区の区域にあっては 200 m²）に引き下げられた。</p>

48	50	55
特別土地保有税が創設された。 税 率 保有分 1.4% 取得分 3%	事業所税が創設された。 税 率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300 円 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25	事業所税税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500 円

平成2年度	3
特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成4年3月31日まで2年間に限り延長された。	特別土地保有税 (1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。 また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。 (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。 ① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。 ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。 ③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

年度 項目	平成13年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲渡者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を 1,000 m²に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を 2 年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行 5 年以内）について、やむを得ない場合には、1 回に限り、5 年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税</p> <p>平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税</p> <p>新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 平成19年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,553,293	648,323	25.4	16,961	0.7	712,697	27.9		
青森県	709,645	155,418	21.9	3,663	0.5	225,359	31.8		
岩手県	681,830	143,935	21.1	4,572	0.7	237,084	34.8		
宮城県	779,949	295,444	37.9	2,987	0.4	175,441	22.5		
秋田県	613,712	114,115	18.6	3,626	0.6	204,629	33.3		
山形県	566,153	127,309	22.5	3,792	0.7	188,735	33.3		
福島県	826,942	263,997	31.9	5,590	0.7	222,700	26.9		
茨城県	1,018,154	429,674	42.2	5,029	0.5	156,613	15.4		
栃木県	751,332	301,029	40.1	3,912	0.5	109,590	14.6		
群馬県	768,501	277,907	36.2	3,525	0.5	125,120	16.3		
埼玉県	1,545,741	867,379	56.1	4,994	0.3	177,967	11.5		
千葉県	1,454,299	784,015	53.9	4,592	0.3	138,847	9.5		
東京都	7,143,560	5,497,272	77.0	3,460	0.1	-	-		
神奈川県	1,777,724	1,281,172	72.1	2,926	0.2	22,118	1.2		
新潟県	1,334,985	298,350	22.3	5,674	0.4	284,996	21.3		
富山県	514,953	151,141	29.4	2,820	0.5	121,361	23.6		
石川県	601,686	164,180	27.3	2,615	0.4	128,403	21.3		
福井県	464,343	123,272	26.5	2,276	0.5	119,831	25.8		
山梨県	458,972	124,589	27.1	1,864	0.4	119,689	26.1		
長野県	837,615	282,507	33.7	5,136	0.6	216,974	25.9		
岐阜県	766,724	279,032	36.4	4,561	0.6	165,994	21.6		
静岡県	1,122,720	598,152	53.3	3,230	0.3	127,970	11.4		
愛知県	2,207,271	1,414,282	64.1	2,284	0.1	-	-		
三重県	672,573	276,054	41.0	3,734	0.6	124,181	18.5		
滋賀県	489,462	202,743	41.4	2,474	0.5	95,845	19.6		
京都府	825,763	359,340	43.5	2,267	0.3	140,705	17.0		
大阪府	2,777,887	1,342,486	48.3	4,709	0.2	178,937	6.4		
兵庫県	1,995,654	718,087	36.0	5,507	0.3	288,738	14.5		
奈良県	454,957	147,204	32.4	2,074	0.5	141,292	31.1		
和歌山県	505,338	107,215	21.2	2,543	0.5	155,267	30.7		
鳥取県	344,506	61,673	17.9	2,263	0.7	130,892	38.0		
島根県	525,061	77,403	14.7	3,190	0.6	183,663	35.0		
岡山県	738,033	255,216	34.6	4,382	0.6	149,445	20.2		
広島県	946,438	392,784	41.5	4,230	0.4	165,646	17.5		
山口県	694,746	194,978	28.1	3,738	0.5	159,353	22.9		
徳島県	490,384	93,382	19.0	2,291	0.5	146,570	29.9		
香川県	437,283	132,718	30.4	2,035	0.5	104,044	23.8		
愛媛県	599,750	169,715	28.3	3,738	0.6	170,507	28.4		
高知県	428,903	74,351	17.3	2,862	0.7	170,393	39.7		
福岡県	1,484,701	622,545	41.9	4,766	0.3	264,076	17.8		
佐賀県	412,438	95,524	23.2	1,848	0.4	136,349	33.1		
長崎県	671,036	130,191	19.4	2,471	0.4	230,453	34.3		
熊本県	748,445	192,188	25.7	4,046	0.5	217,891	29.1		
大分県	580,680	133,305	23.0	3,435	0.6	169,752	29.2		
宮崎県	545,934	112,453	20.6	3,300	0.6	189,254	34.7		
鹿児島県	798,972	165,137	20.7	4,597	0.6	282,439	35.4		
沖縄県	576,828	114,788	19.9	878	0.2	198,424	34.4		
合計	48,245,874	20,793,974	43.1	177,468	0.4	8,176,235	16.9		

(注) 1 人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2 この調は決算額による。したがって東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分も含まれている。
 3 税収入は、都道府県間における地方消費税清算後の額である。
 4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都道府県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
341,910	13.4	368,349	14.4	465,052	18.2	53	44	1,186,664	57	北海道
109,645	15.5	100,595	14.2	114,965	16.2	15	11	331,450	16	青森県
85,367	12.5	93,215	13.7	117,659	17.3	14	11	339,470	16	岩手県
83,832	10.7	94,752	12.1	127,492	16.3	16	18	384,839	18	宮城県
74,257	12.1	85,538	13.9	131,547	21.4	13	9	283,618	14	秋田県
59,952	10.6	78,991	14.0	107,375	19.0	12	9	280,501	13	山形県
104,960	12.7	95,142	11.5	134,553	16.3	17	16	405,700	19	福島県
111,569	11.0	113,382	11.1	201,886	19.8	21	23	474,579	23	茨城県
82,232	10.9	83,190	11.1	171,379	22.8	16	16	339,700	16	栃木県
69,644	9.1	67,828	8.8	224,478	29.2	16	16	331,843	16	群馬県
146,606	9.5	189,886	12.3	158,909	10.3	32	56	829,127	40	埼玉県
152,445	10.5	166,553	11.5	207,846	14.3	30	48	725,532	35	千葉県
348,570	4.9	157,284	2.2	1,136,976	15.9	148	98	1,714,741	82	東京都
159,564	9.0	185,625	10.4	126,320	7.1	37	69	942,697	45	神奈川県
173,224	13.0	315,944	23.7	256,796	19.2	28	19	494,808	24	新潟県
53,626	10.4	89,799	17.4	96,207	18.7	11	9	233,404	11	富山県
68,599	11.4	159,989	26.6	77,899	12.9	12	9	245,943	12	石川県
79,545	17.1	76,620	16.5	62,798	13.5	10	6	202,912	10	福井県
60,944	13.3	65,808	14.3	86,079	18.8	10	7	209,710	10	山梨県
103,327	12.3	101,340	12.1	128,330	15.3	17	17	420,730	20	長野県
81,347	10.6	102,363	13.4	133,429	17.4	16	16	367,265	18	岐阜県
119,018	10.6	150,588	13.4	123,762	11.0	23	30	545,678	26	静岡県
185,190	8.4	248,365	11.3	357,149	16.2	46	57	935,321	45	愛知県
70,875	10.5	100,079	14.9	97,650	14.5	14	15	328,458	16	三重県
49,377	10.1	62,967	12.9	76,056	15.5	10	11	243,426	12	滋賀県
78,232	9.5	104,364	12.6	140,854	17.1	17	20	401,418	19	京都府
211,937	7.6	260,950	9.4	778,868	28.0	58	68	1,158,696	55	大阪府
175,925	8.8	274,535	13.8	532,862	26.7	41	44	819,903	39	兵庫県
60,024	13.2	57,237	12.6	47,126	10.4	9	11	248,118	12	奈良県
62,748	12.4	81,740	16.2	95,826	19.0	10	8	237,507	11	和歌山県
44,935	13.0	52,838	15.3	51,905	15.1	7	5	175,609	8	鳥取県
81,474	15.5	71,786	13.7	107,545	20.5	11	6	238,475	11	島根県
78,571	10.6	96,997	13.1	153,423	20.8	15	15	340,860	16	岡山県
122,828	13.0	140,864	14.9	120,087	12.7	20	23	458,360	22	広島県
87,367	12.6	92,867	13.4	156,442	22.5	14	12	305,785	15	山口県
57,350	11.7	66,416	13.5	124,375	25.4	10	6	213,058	10	徳島県
39,569	9.0	66,589	15.2	92,328	21.1	9	8	201,905	10	香川県
70,597	11.8	76,126	12.7	109,067	18.2	12	12	290,473	14	愛媛県
58,862	13.7	68,119	15.9	54,317	12.7	9	6	224,793	11	高知県
181,784	12.2	202,745	13.7	208,785	14.1	31	40	711,364	34	福岡県
56,577	13.7	65,275	15.8	56,864	13.8	9	7	205,220	10	佐賀県
110,637	16.5	89,562	13.3	107,721	16.1	14	12	324,227	15	長崎県
115,153	15.4	102,741	13.7	116,425	15.6	16	15	356,482	17	熊本県
88,241	15.2	83,067	14.3	102,880	17.7	12	10	269,462	13	大分県
84,298	15.4	63,790	11.7	92,840	17.0	11	9	270,484	13	宮崎県
150,437	18.8	119,710	15.0	76,652	9.6	17	14	402,503	19	鹿児島県
144,052	25.0	54,362	9.4	64,324	11.2	12	11	280,401	13	沖縄県
5,137,223	10.6	5,646,869	11.7	8,314,106	17.2	1000	1000	20,933,219	1000	合計

19 平成19年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	648,323	707,975	1,356,298
青	森	県	155,418	155,849	311,267
岩	手	県	143,935	150,777	294,712
宮	城	県	295,444	328,431	623,875
秋	田	県	114,115	121,439	235,554
山	形	県	127,309	142,453	269,762
福	島	県	263,997	279,403	543,401
茨	城	県	429,674	457,188	886,862
栃	木	県	301,029	331,235	632,264
群	馬	県	277,907	308,802	586,709
埼	玉	県	867,379	1,103,492	1,970,871
千	葉	県	784,015	979,975	1,763,990
東	京	都	3,367,485	3,809,912	7,177,397
神	奈	川	1,281,172	1,696,057	2,977,229
新	潟	県	298,350	335,896	634,246
富	山	県	151,141	172,857	323,998
石	川	県	164,180	187,427	351,607
福	井	県	123,272	135,434	258,706
山	梨	県	124,589	130,299	254,888
長	野	県	282,507	316,802	599,309
岐	阜	県	279,032	310,203	589,235
静	岡	県	598,152	670,675	1,268,827
愛	知	県	1,414,282	1,498,256	2,912,538
三	重	県	276,054	291,781	567,835
滋	賀	県	202,743	225,361	428,104
京	都	府	359,340	422,848	782,188
大	阪	府	1,342,486	1,619,737	2,962,223
兵	庫	県	718,087	920,123	1,638,210
奈	良	県	147,204	183,466	330,670
和	歌	山	107,215	131,767	238,982
鳥	取	県	61,673	70,746	132,418
島	根	県	77,403	85,406	162,809
岡	山	県	255,216	293,544	548,760
広	島	県	392,784	471,728	864,512
山	口	県	194,978	217,786	412,765
徳	島	県	93,382	109,408	202,791
香	川	県	132,718	141,571	274,289
愛	媛	県	169,715	187,880	357,595
高	知	県	74,351	88,771	163,122
福	岡	県	622,545	735,065	1,357,609
佐	賀	県	95,524	101,577	197,101
長	崎	県	130,191	159,916	290,107
熊	本	県	192,188	207,669	399,858
大	分	県	133,305	157,870	291,176
宮	崎	県	112,453	124,227	236,680
鹿	児	島	165,137	191,095	356,232
沖	縄	県	114,788	132,449	247,237
合	計		18,664,187	21,602,629	40,266,817

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100とした場合の数値である。人口は平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。また、都道府県間における地方消費税清算後の額を掲げてある。

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
116,359	79.2	127,065	74.7	243,423	76.8	北海道
108,643	74.0	108,944	64.1	217,587	68.7	青森県
105,319	71.7	110,326	64.9	215,645	68.0	岩手県
126,535	86.1	140,663	82.7	267,199	84.3	宮城県
100,913	68.7	107,390	63.2	208,303	65.7	秋田県
106,618	72.6	119,300	70.2	225,918	71.3	山形県
127,193	86.6	134,616	79.2	261,810	82.6	福島県
144,089	98.1	153,316	90.2	297,405	93.8	茨城県
150,012	102.1	165,064	97.1	315,076	99.4	栃木県
138,114	94.0	153,469	90.3	291,583	92.0	群馬県
122,731	83.6	156,140	91.8	278,870	88.0	埼玉県
128,721	87.6	160,894	94.6	289,616	91.4	千葉県
270,216	184.0	305,718	179.8	575,934	181.7	東京都
145,616	99.1	192,771	113.4	338,387	106.8	神奈川県
123,637	84.2	139,197	81.9	262,834	82.9	新潟県
136,614	93.0	156,242	91.9	292,856	92.4	富山県
140,667	95.8	160,585	94.5	301,252	95.1	石川県
151,190	102.9	166,107	97.7	317,297	100.1	福井県
142,962	97.3	149,514	87.9	292,477	92.3	山梨県
129,781	88.4	145,535	85.6	275,316	86.9	長野県
133,159	90.7	148,034	87.1	281,193	88.7	岐阜県
158,434	107.9	177,643	104.5	336,078	106.1	静岡県
196,818	134.0	208,504	122.6	405,322	127.9	愛知県
148,713	101.2	157,186	92.5	305,899	96.5	三重県
147,141	100.2	163,556	96.2	310,696	98.0	滋賀県
140,447	95.6	165,269	97.2	305,716	96.5	京都府
154,837	105.4	186,814	109.9	341,652	107.8	大阪府
128,638	87.6	164,831	97.0	293,469	92.6	兵庫県
103,692	70.6	129,235	76.0	232,928	73.5	奈良県
102,503	69.8	125,976	74.1	228,478	72.1	和歌山県
102,377	69.7	117,438	69.1	219,813	69.4	鳥取県
105,580	71.9	116,496	68.5	222,076	70.1	島根県
130,998	89.2	150,671	88.6	281,668	88.9	岡山県
137,137	93.4	164,700	96.9	301,837	95.2	広島県
131,756	89.7	147,169	86.6	278,925	88.0	山口県
115,866	78.9	135,750	79.8	251,617	79.4	徳島県
130,201	88.6	138,886	81.7	269,087	84.9	香川県
115,334	78.5	127,678	75.1	243,012	76.7	愛媛県
94,831	64.6	113,223	66.6	208,054	65.7	高知県
123,746	84.2	146,112	85.9	269,859	85.2	福岡県
110,466	75.2	117,466	69.1	227,931	71.9	佐賀県
88,614	60.3	108,846	64.0	197,460	62.3	長崎県
104,187	70.9	112,579	66.2	216,767	68.4	熊本県
109,681	74.7	129,893	76.4	239,575	75.6	大分県
96,857	65.9	106,998	62.9	203,854	64.3	宮崎県
94,957	64.6	109,883	64.6	204,840	64.6	鹿児島県
82,509	56.2	95,204	56.0	177,713	56.1	沖縄県
146,886	100.0	170,011	100.0	316,896	100.0	合計

3 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

20 平成19年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数
北海道	162,058	29,086	73.5	25,643	4,602	49.4	187,701	33,688	68.9
青森県	32,760	22,900	57.8	5,897	4,122	44.3	38,657	27,023	55.3
岩手県	33,645	24,619	62.2	6,399	4,682	50.3	40,043	29,300	59.9
宮城県	72,577	31,084	78.5	15,310	6,557	70.4	87,887	37,641	77.0
秋田県	26,183	23,154	58.5	5,057	4,472	48.0	31,240	27,626	56.5
山形県	31,708	26,555	67.1	5,711	4,783	51.4	37,419	31,337	64.1
福島県	56,583	27,262	68.9	13,115	6,319	67.9	69,698	33,580	68.7
茨城県	103,316	34,647	87.5	25,259	8,470	91.0	128,575	43,117	88.2
栃木県	69,335	34,552	87.3	17,116	8,529	91.6	86,450	43,081	88.1
群馬県	67,350	33,472	84.5	14,648	7,280	78.2	81,998	40,751	83.3
埼玉県	302,048	42,739	107.9	39,845	5,638	60.5	341,893	48,377	98.9
千葉県	269,910	44,314	111.9	35,296	5,795	62.2	305,206	50,109	102.5
東京都	841,210	67,501	170.5	339,868	27,272	292.9	1,181,078	94,773	193.8
神奈川県	462,011	52,511	132.6	64,972	7,385	79.3	526,982	59,896	122.5
新潟県	71,592	29,668	74.9	14,569	6,037	64.8	86,161	35,705	73.0
富山県	39,987	36,144	91.3	7,467	6,749	72.5	47,454	42,893	87.7
石川県	41,324	35,406	89.4	9,091	7,789	83.6	50,414	43,194	88.3
福井県	28,097	34,460	87.0	6,464	7,928	85.1	34,561	42,388	86.7
山梨県	28,641	32,865	83.0	7,650	8,778	94.3	36,291	41,643	85.2
長野県	70,252	32,273	81.5	14,327	6,582	70.7	84,579	38,855	79.5
岐阜県	73,989	35,309	89.2	13,438	6,413	68.9	87,427	41,722	85.3
静岡県	150,891	39,967	100.9	31,360	8,306	89.2	182,251	48,273	98.7
愛知県	338,678	47,132	119.0	107,085	14,902	160.0	445,763	62,034	126.8
三重県	68,317	36,803	93.0	15,451	8,324	89.4	83,768	45,127	92.3
滋賀県	52,474	38,083	96.2	12,631	9,167	98.4	65,105	47,250	96.6
京都府	100,840	39,413	99.5	20,311	7,939	85.3	121,151	47,352	96.8
大阪府	345,183	39,812	100.6	104,737	12,080	129.7	449,921	51,892	106.1
兵庫県	228,386	40,913	103.3	34,746	6,224	66.8	263,132	47,137	96.4
奈良県	56,924	40,098	101.3	5,615	3,955	42.5	62,539	44,053	90.1
和歌山県	30,835	29,480	74.5	5,215	4,986	53.5	36,049	34,465	70.5
鳥取県	16,129	26,774	67.6	2,546	4,226	45.4	18,676	31,002	63.4
島根県	19,913	27,162	68.6	3,120	4,256	45.7	23,033	31,418	64.2
岡山県	64,387	33,049	83.5	15,054	7,727	83.0	79,440	40,775	83.4
広島県	105,931	36,985	93.4	23,671	8,265	88.8	129,602	45,249	92.5
山口県	47,928	32,387	81.8	11,061	7,474	80.3	58,989	39,862	81.5
徳島県	23,967	29,738	75.1	4,799	5,954	63.9	28,766	35,692	73.0
香川県	34,394	33,742	85.2	7,855	7,706	82.8	42,249	41,448	84.8
愛媛県	41,704	28,341	71.6	9,737	6,617	71.1	51,441	34,958	71.5
高知県	20,936	26,703	67.4	3,023	3,856	41.4	23,959	30,558	62.5
福岡県	162,141	32,230	81.4	34,487	6,855	73.6	196,628	39,085	79.9
佐賀県	21,749	25,151	63.5	4,108	4,751	51.0	25,857	29,902	61.1
長崎県	36,867	25,093	63.4	5,567	3,789	40.7	42,434	28,882	59.1
熊本県	47,089	25,527	64.5	9,629	5,220	56.1	56,718	30,747	62.9
大分県	32,396	26,655	67.3	6,742	5,547	59.6	39,139	32,203	65.8
宮崎県	27,617	23,787	60.1	4,781	4,118	44.2	32,399	27,905	57.1
鹿児島県	41,649	23,949	60.5	7,538	4,334	46.5	49,187	28,283	57.8
沖縄県	28,958	20,815	52.6	5,165	3,713	39.9	34,123	24,527	50.2
合計	5,030,861	39,592	100.0	1,183,177	9,312	100.0	6,214,038	48,904	100.0

(注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 3 個人道府県民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数			
4,546	816	47.5	126,230	22,655	51.3	130,777	23,471	51.2	北海道		
874	611	35.5	30,515	21,331	48.3	31,388	21,941	47.9	青森県		
1,015	743	43.2	29,707	21,737	49.3	30,722	22,480	49.0	岩手県		
2,641	1,131	65.8	73,105	31,310	70.9	75,746	32,441	70.8	宮城県		
878	776	45.1	23,917	21,150	47.9	24,796	21,927	47.8	秋田県		
1,035	867	50.4	26,919	22,544	51.1	27,955	23,412	51.1	山形県		
1,673	806	46.9	71,875	34,629	78.5	73,548	35,435	77.3	福島県		
3,045	1,021	59.4	120,986	40,572	91.9	124,031	41,593	90.7	茨城県		
2,085	1,039	60.4	84,555	42,136	95.5	86,640	43,175	94.2	栃木県		
1,989	988	57.5	73,168	36,363	82.4	75,157	37,352	81.5	群馬県		
13,047	1,846	107.4	187,106	26,475	60.0	200,153	28,321	61.8	埼玉県		
8,097	1,329	77.3	173,502	28,486	64.5	181,599	29,815	65.0	千葉県		
56,570	4,539	264.0	1,449,967	116,349	263.6	1,506,537	120,889	263.7	東京都		
20,058	2,280	132.6	327,999	37,280	84.5	348,057	39,560	86.3	神奈川県		
2,482	1,029	59.9	76,613	31,749	71.9	79,094	32,777	71.5	新潟県		
1,321	1,194	69.5	38,637	34,923	79.1	39,958	36,117	78.8	富山県		
1,644	1,409	82.0	44,313	37,967	86.0	45,957	39,375	85.9	石川県		
1,037	1,272	74.0	37,230	45,662	103.5	38,267	46,934	102.4	福井県		
1,095	1,256	73.1	37,930	43,524	98.6	39,025	44,780	97.7	山梨県		
1,928	886	51.5	72,675	33,386	75.7	74,604	34,272	74.7	長野県		
3,010	1,436	83.5	70,493	33,640	76.2	73,503	35,077	76.5	岐阜県		
7,149	1,894	110.2	186,996	49,530	112.2	194,145	51,424	112.2	静岡県		
15,681	2,182	126.9	523,296	72,824	165.0	538,977	75,006	163.6	愛知県		
2,399	1,292	75.2	79,485	42,819	97.0	81,884	44,112	96.2	三重県		
1,644	1,193	69.4	63,830	46,325	105.0	65,475	47,518	103.6	滋賀県		
4,453	1,740	101.2	113,348	44,302	100.4	117,801	46,042	100.4	京都府		
18,751	2,163	125.8	462,007	53,286	120.7	480,758	55,449	120.9	大阪府		
8,011	1,435	83.5	185,666	33,260	75.4	193,677	34,695	75.7	兵庫県		
1,495	1,053	61.3	26,266	18,502	41.9	27,761	19,555	42.6	奈良県		
1,159	1,108	64.5	25,242	24,133	54.7	26,402	25,242	55.1	和歌山県		
471	782	45.5	12,295	20,410	46.2	12,765	21,190	46.2	鳥取県		
691	943	54.9	17,451	23,804	53.9	18,141	24,745	54.0	島根県		
1,843	946	55.0	71,065	36,476	82.7	72,908	37,422	81.6	岡山県		
4,149	1,449	84.3	114,787	40,077	90.8	118,937	41,526	90.6	広島県		
1,602	1,083	63.0	57,513	38,864	88.1	59,116	39,948	87.1	山口県		
595	738	42.9	24,322	30,178	68.4	24,917	30,916	67.4	徳島県		
931	913	53.1	34,854	34,193	77.5	35,784	35,105	76.6	香川県		
1,406	955	55.6	48,154	32,724	74.2	49,560	33,680	73.5	愛媛県		
773	986	57.4	14,182	18,088	41.0	14,955	19,074	41.6	高知県		
6,777	1,347	78.4	165,316	32,861	74.5	172,093	34,208	74.6	福岡県		
888	1,027	59.7	21,816	25,228	57.2	22,704	26,255	57.3	佐賀県		
1,266	862	50.1	25,855	17,598	39.9	27,122	18,460	40.3	長崎県		
1,629	883	51.4	43,767	23,727	53.8	45,395	24,609	53.7	熊本県		
1,050	864	50.3	32,259	26,542	60.1	33,309	27,406	59.8	大分県		
1,082	932	54.2	22,023	18,969	43.0	23,104	19,900	43.4	宮崎県		
1,308	752	43.7	33,665	19,358	43.9	34,973	20,110	43.9	鹿児島県		
1,097	789	45.9	24,834	17,851	40.4	25,932	18,640	40.7	沖縄県		
218,373	1,719	100.0	5,607,734	44,132	100.0	5,826,107	45,851	100.0	合計		

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成19年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	地方消費税			不動産取得税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	120,431	21,614	106.9	18,453	3,312	86.9
青森県	28,237	19,739	97.6	3,347	2,340	61.4
岩手県	26,178	19,155	94.7	3,231	2,364	62.0
宮城県	47,439	20,318	100.5	8,552	3,663	96.1
秋田県	21,556	19,062	94.3	2,833	2,505	65.7
山形県	22,990	19,253	95.2	3,076	2,576	67.6
福島県	39,458	19,011	94.0	5,801	2,795	73.3
茨城県	57,292	19,213	95.0	7,538	2,528	66.3
栃木県	40,180	20,023	99.0	8,002	3,988	104.6
群馬県	40,294	20,025	99.0	7,383	3,669	96.2
埼玉県	117,967	16,692	82.6	23,424	3,314	86.9
千葉県	110,516	18,145	89.7	22,942	3,767	98.8
東京都	336,648	27,014	133.6	96,223	7,721	202.5
神奈川県	168,207	19,118	94.6	33,520	3,810	99.9
新潟県	47,742	19,784	97.8	6,897	2,858	75.0
富山県	22,099	19,975	98.8	3,465	3,132	82.1
石川県	23,798	20,390	100.8	4,259	3,649	95.7
福井県	16,404	20,119	99.5	2,470	3,029	79.4
山梨県	18,082	20,749	102.6	2,861	3,283	86.1
長野県	45,904	21,088	104.3	6,220	2,857	74.9
岐阜県	40,981	19,557	96.7	6,406	3,057	80.2
静岡県	79,393	21,029	104.0	14,331	3,796	99.6
愛知県	154,114	21,447	106.1	26,128	3,636	95.4
三重県	34,214	18,431	91.2	6,754	3,638	95.4
滋賀県	23,427	17,002	84.1	5,304	3,849	100.9
京都府	53,452	20,892	103.3	9,269	3,623	95.0
大阪府	186,865	21,552	106.6	39,552	4,562	119.6
兵庫県	103,795	18,594	92.0	20,086	3,598	94.4
奈良県	21,705	15,289	75.6	3,240	2,282	59.8
和歌山県	17,810	17,027	84.2	2,541	2,429	63.7
鳥取県	11,986	19,897	98.4	1,553	2,578	67.6
島根県	14,285	19,485	96.4	1,305	1,780	46.7
岡山県	36,390	18,678	92.4	5,626	2,888	75.7
広島県	55,815	19,487	96.4	9,371	3,272	85.8
山口県	27,707	18,723	92.6	3,683	2,489	65.3
徳島県	15,062	18,688	92.4	2,007	2,490	65.3
香川県	21,277	20,873	103.2	3,210	3,149	82.6
愛媛県	27,116	18,427	91.1	4,163	2,829	74.2
高知県	15,173	19,352	95.7	1,732	2,209	57.9
福岡県	99,432	19,765	97.8	20,279	4,031	105.7
佐賀県	16,024	18,530	91.6	2,531	2,927	76.8
長崎県	27,729	18,874	93.3	3,167	2,156	56.5
熊本県	35,533	19,263	95.3	5,187	2,812	73.7
大分県	24,001	19,748	97.7	4,123	3,392	89.0
宮崎県	21,557	18,567	91.8	3,148	2,711	71.1
鹿児島県	32,012	18,407	91.0	4,668	2,684	70.4
沖縄県	20,928	15,043	74.4	4,616	3,318	87.0
合 計	2,569,208	20,219	100.0	484,479	3,813	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
14,448	2,593	118.6	2,511	451	94.9	86,816	15,581	115.3	北海道
3,296	2,304	105.4	197	138	29.1	18,992	13,276	98.2	青森県
2,670	1,954	89.4	371	271	57.1	19,698	14,413	106.6	岩手県
5,163	2,211	101.1	840	360	75.8	34,982	14,982	110.8	宮城県
2,235	1,976	90.4	233	206	43.4	16,142	14,275	105.6	秋田県
2,271	1,902	87.0	169	142	29.9	17,888	14,981	110.8	山形県
4,509	2,172	99.4	919	443	93.3	32,774	15,790	116.8	福島県
6,614	2,218	101.5	3,644	1,222	257.3	55,154	18,496	136.8	茨城県
4,547	2,266	103.7	3,084	1,537	323.6	38,558	19,215	142.2	栃木県
4,405	2,189	100.1	1,797	893	188.0	38,121	18,945	140.2	群馬県
14,075	1,992	91.1	2,737	387	81.5	95,364	13,494	99.8	埼玉県
12,368	2,031	92.9	5,239	860	181.1	81,875	13,442	99.5	千葉県
33,195	2,664	121.9	769	62	13.1	121,032	9,712	71.9	東京都
17,548	1,994	91.2	2,014	229	48.2	105,206	11,958	88.5	神奈川県
4,949	2,051	93.8	720	298	62.7	35,278	14,619	108.2	新潟県
2,197	1,986	90.9	439	397	83.6	18,689	16,893	125.0	富山県
2,584	2,214	101.3	690	591	124.4	19,115	16,377	121.2	石川県
1,719	2,108	96.4	349	428	90.1	13,411	16,448	121.7	福井県
1,917	2,200	100.6	1,023	1,174	247.2	14,464	16,597	122.8	山梨県
4,109	1,888	86.4	1,230	565	118.9	35,593	16,351	121.0	長野県
3,997	1,907	87.2	2,126	1,015	213.7	36,032	17,195	127.2	岐阜県
8,047	2,131	97.5	3,177	842	177.3	60,966	16,148	119.5	静岡県
16,098	2,240	102.5	1,948	271	57.1	122,340	17,025	126.0	愛知県
3,818	2,057	94.1	2,409	1,298	273.3	30,069	16,199	119.9	三重県
3,371	2,447	111.9	1,376	999	210.3	19,786	14,360	106.2	滋賀県
5,453	2,131	97.5	1,097	429	90.3	29,212	11,417	84.5	京都府
22,315	2,574	117.7	1,735	200	42.1	87,921	10,140	75.0	大阪府
10,805	1,936	88.6	5,368	962	202.5	66,796	11,966	88.5	兵庫県
2,384	1,679	76.8	1,104	778	163.8	17,966	12,655	93.6	奈良県
2,192	2,096	95.9	564	539	113.5	12,792	12,230	90.5	和歌山県
1,207	2,004	91.7	174	289	60.8	7,810	12,965	95.9	鳥取県
1,288	1,757	80.4	183	250	52.6	9,094	12,404	91.8	島根県
3,968	2,037	93.2	1,134	582	122.5	27,880	14,310	105.9	岡山県
5,731	2,001	91.5	1,006	351	73.9	36,533	12,755	94.4	広島県
2,904	1,962	89.8	696	470	98.9	20,032	13,537	100.2	山口県
1,662	2,062	94.3	340	422	88.8	11,504	14,274	105.6	徳島県
2,140	2,099	96.0	461	452	95.2	14,331	14,059	104.0	香川県
2,920	1,984	90.8	565	384	80.8	17,850	12,130	89.7	愛媛県
1,647	2,101	96.1	291	371	78.1	9,063	11,559	85.5	高知県
11,315	2,249	102.9	1,281	255	53.7	64,791	12,879	95.3	福岡県
1,870	2,163	98.9	345	399	84.0	11,208	12,961	95.9	佐賀県
2,896	1,971	90.2	439	299	62.9	14,600	9,937	73.5	長崎県
3,710	2,011	92.0	820	445	93.7	24,096	13,063	96.6	熊本県
2,557	2,104	96.2	481	396	83.4	15,858	13,048	96.5	大分県
2,345	2,020	92.4	682	587	123.6	14,828	12,771	94.5	宮崎県
3,407	1,959	89.6	588	338	71.2	20,467	11,769	87.1	鹿児島県
2,930	2,106	96.3	937	674	141.9	14,438	10,378	76.8	沖縄県
277,793	2,186	100.0	60,303	475	100.0	1,717,417	13,516	100.0	合計

平成19年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	釧 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	31	6	200.0	-	-	-	15,996	2,871	85.9
青森県	4	3	100.0	1,848	1,292	1,153.6	3,770	2,635	78.8
岩手県	20	15	500.0	-	-	-	3,765	2,755	82.4
宮城県	3	1	33.3	-	-	-	7,351	3,148	94.2
秋田県	15	13	433.3	-	-	-	3,308	2,925	87.5
山形県	6	5	166.7	-	-	-	3,726	3,120	93.3
福島県	13	6	200.0	463	223	199.1	6,580	3,170	94.8
茨城県	6	2	66.7	1	0	0.0	10,595	3,553	106.3
栃木県	11	5	166.7	-	-	-	8,455	4,213	126.0
群馬県	3	1	33.3	-	-	-	8,528	4,238	126.8
埼玉県	8	1	33.3	-	-	-	24,583	3,478	104.0
千葉県	46	8	266.7	1,782	293	261.6	20,150	3,308	99.0
東京都	3	0	0.0	557	45	40.2	42,437	3,405	101.9
神奈川県	0	0	0.0	78	9	8.0	30,357	3,450	103.2
新潟県	55	23	766.7	770	319	284.8	7,879	3,265	97.7
富山県	2	2	66.7	-	-	-	3,879	3,506	104.9
石川県	1	1	33.3	-	-	-	4,332	3,712	111.0
福井県	3	4	133.3	-	-	-	3,046	3,736	111.8
山梨県	-	-	-	323	371	331.3	2,933	3,366	100.7
長野県	7	3	100.0	28	13	11.6	8,451	3,882	116.1
岐阜県	20	10	333.3	-	-	-	8,845	4,221	126.3
静岡県	6	2	66.7	31	8	7.1	15,135	4,009	119.9
愛知県	4	1	33.3	7,137	993	886.6	37,880	5,272	157.7
三重県	5	3	100.0	334	180	160.7	8,293	4,468	133.7
滋賀県	9	7	233.3	-	-	-	4,902	3,558	106.4
京都府	1	0	0.0	-	-	-	7,757	3,032	90.7
大阪府	0	0	0.0	47	5	4.5	26,173	3,019	90.3
兵庫県	5	1	33.3	-	-	-	17,333	3,105	92.9
奈良県	1	1	33.3	-	-	-	4,034	2,842	85.0
和歌山県	0	0	0.0	-	-	-	2,817	2,693	80.6
鳥取県	1	2	66.7	-	-	-	1,595	2,648	79.2
島根県	2	3	100.0	-	-	-	2,151	2,934	87.8
岡山県	13	7	233.3	-	-	-	6,121	3,142	94.0
広島県	5	2	66.7	-	-	-	9,463	3,304	98.8
山口県	10	7	233.3	-	-	-	4,907	3,316	99.2
徳島県	2	2	66.7	-	-	-	2,171	2,694	80.6
香川県	0	0	0.0	-	-	-	2,943	2,887	86.4
愛媛県	4	3	100.0	-	-	-	3,538	2,404	71.9
高知県	8	10	333.3	-	-	-	1,768	2,255	67.5
福岡県	7	1	33.3	-	-	-	14,972	2,976	89.0
佐賀県	1	1	33.3	852	985	879.5	2,170	2,509	75.1
長崎県	5	3	100.0	-	-	-	3,013	2,051	61.4
熊本県	11	6	200.0	-	-	-	4,465	2,421	72.4
大分県	13	11	366.7	-	-	-	3,245	2,670	79.9
宮崎県	8	7	233.3	-	-	-	2,885	2,485	74.3
鹿児島県	11	6	200.0	-	-	-	3,894	2,239	67.0
沖縄県	14	10	333.3	-	-	-	2,157	1,550	46.4
合 計	401	3	100.0	14,252	112	100.0	424,748	3,343	100.0

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
69,929	12,551	154.3	141	25	147.1	1,089	195	62.9	北 海 道		
16,550	11,569	142.2	28	20	117.6	9,104	6,364	2,052.9	青 森 県		
17,100	12,512	153.8	54	40	235.3	83	61	19.7	岩 手 県		
26,550	11,371	139.8	35	15	88.2	896	384	123.9	宮 城 県		
11,405	10,086	124.0	41	36	211.8	311	275	88.7	秋 田 県		
11,603	9,717	119.4	37	31	182.4	170	142	45.8	山 形 県		
25,666	12,366	152.0	79	38	223.5	4,488	2,162	697.4	福 島 県		
34,940	11,717	144.0	91	31	182.4	1,194	400	129.0	茨 城 県		
25,037	12,477	153.4	63	31	182.4	1	0	0.0	栃 木 県		
20,149	10,014	123.1	71	35	205.9	0	0	0.0	群 馬 県		
47,131	6,669	82.0	43	6	35.3	1	0	0.0	埼 玉 県		
42,217	6,931	85.2	73	12	70.6	1	0	0.0	千 葉 県		
47,585	3,818	46.9	7	1	5.9	1,413	113	36.5	東 京 都		
43,311	4,923	60.5	33	4	23.5	5,857	666	214.8	神 奈 川 県		
28,547	11,830	145.4	50	21	123.5	209	87	28.1	新 潟 県		
12,941	11,697	143.8	16	14	82.4	1	1	0.3	富 山 県		
13,016	11,152	137.1	13	11	64.7	1	1	0.3	石 川 県		
9,165	11,241	138.2	23	28	164.7	3,853	4,726	1,524.5	福 井 県		
7,608	8,730	107.3	60	69	405.9	1	1	0.3	山 梨 県		
21,694	9,966	122.5	89	41	241.2	0	0	0.0	長 野 県		
19,620	9,363	115.1	53	25	147.1	22	10	3.2	岐 阜 県		
39,717	10,520	129.3	82	22	129.4	871	231	74.5	静 岡 県		
63,343	8,815	108.3	35	5	29.4	516	72	23.2	愛 知 県		
24,103	12,985	159.6	49	26	152.9	355	191	61.6	三 重 県		
13,890	10,081	123.9	25	18	105.9	73	53	17.1	滋 賀 県		
14,025	5,482	67.4	37	14	82.4	82	32	10.3	京 都 府		
47,182	5,442	66.9	11	1	5.9	3	-	-	大 阪 府		
37,018	6,631	81.5	70	13	76.5	3	1	0.3	兵 庫 県		
6,264	4,412	54.2	23	16	94.1	183	129	41.6	奈 良 県		
6,001	5,737	70.5	46	44	258.8	0	0	0.0	和 歌 山 県		
5,883	9,766	120.0	18	30	176.5	6	10	3.2	鳥 取 県		
6,713	9,157	112.5	33	45	264.7	1,175	1,603	517.1	島 根 県		
20,936	10,746	132.1	56	29	170.6	743	381	122.9	岡 山 県		
25,391	8,865	109.0	44	15	88.2	886	309	99.7	広 島 県		
16,601	11,218	137.9	39	26	152.9	295	199	64.2	山 口 県		
6,922	8,589	105.6	32	40	235.3	0	0	0.0	徳 島 県		
10,305	10,110	124.3	18	18	105.9	-	-	-	香 川 県		
11,669	7,930	97.5	50	34	200.0	838	569	183.5	愛 媛 県		
5,692	7,260	89.2	61	78	458.8	-	-	-	高 知 県		
41,318	8,213	100.9	44	9	52.9	386	77	24.8	福 岡 県		
10,612	12,272	150.8	21	24	141.2	1,328	1,536	495.5	佐 賀 県		
8,645	5,884	72.3	21	14	82.4	120	82	26.5	長 崎 県		
16,037	8,694	106.9	57	31	182.4	160	87	28.1	熊 本 県		
10,228	8,415	103.4	57	47	276.5	295	243	78.4	大 分 県		
11,158	9,610	118.1	68	59	347.1	271	233	75.2	宮 崎 県		
14,822	8,523	104.8	71	41	241.2	1,038	597	192.6	鹿 児 島 県		
7,634	5,487	67.4	5	4	23.5	1,076	773	249.4	沖 縄 県		
1,033,873	8,136	100.0	2,174	17	100.0	39,394	310	100.0	合 計		

平成19年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	648,323	116,359	79.2	712,697	127,912	198.8
青森県	155,418	108,643	74.0	225,359	157,534	244.8
岩手県	143,935	105,319	71.7	237,084	173,478	269.6
宮城県	295,444	126,535	86.1	175,441	75,139	116.8
秋田県	114,115	100,913	68.7	204,629	180,956	281.2
山形県	127,309	106,618	72.6	188,735	158,060	245.6
福島県	263,997	127,193	86.6	222,700	107,297	166.8
茨城県	429,674	144,089	98.1	156,613	52,519	81.6
栃木県	301,029	150,012	102.1	109,590	54,612	84.9
群馬県	277,907	138,114	94.0	125,120	62,182	96.6
埼玉県	867,379	122,731	83.6	177,967	25,182	39.1
千葉県	784,015	128,721	87.6	138,847	22,796	35.4
東京都	3,367,485	270,216	184.0	-	-	-
神奈川県	1,281,172	145,616	99.1	22,118	2,514	3.9
新潟県	298,350	123,637	84.2	284,996	118,104	183.5
富山県	151,141	136,614	93.0	121,361	109,696	170.5
石川県	164,180	140,667	95.8	128,403	110,014	171.0
福井県	123,272	151,190	102.9	119,831	146,970	228.4
山梨県	124,589	142,962	97.3	119,689	137,340	213.4
長野県	282,507	129,781	88.4	216,974	99,675	154.9
岐阜県	279,032	133,159	90.7	165,994	79,215	123.1
静岡県	598,152	158,434	107.9	127,970	33,896	52.7
愛知県	1,414,282	196,818	134.0	-	-	-
三重県	276,054	148,713	101.2	124,181	66,898	104.0
滋賀県	202,743	147,141	100.2	95,845	69,559	108.1
京都府	359,340	140,447	95.6	140,705	54,994	85.5
大阪府	1,342,486	154,837	105.4	178,937	20,638	32.1
兵庫県	718,087	128,638	87.6	288,738	51,724	80.4
奈良県	147,204	103,692	70.6	141,292	99,528	154.7
和歌山県	107,215	102,503	69.8	155,267	148,443	230.7
鳥取県	61,673	102,377	69.7	130,892	217,280	337.7
島根県	77,403	105,580	71.9	183,663	250,521	389.3
岡山県	255,216	130,998	89.2	149,445	76,707	119.2
広島県	392,784	137,137	93.4	165,646	57,834	89.9
山口県	194,978	131,756	89.7	159,353	107,683	167.3
徳島県	93,382	115,866	78.9	146,570	181,860	282.6
香川県	132,718	130,201	88.6	104,044	102,071	158.6
愛媛県	169,715	115,334	78.5	170,507	115,872	180.1
高知県	74,351	94,831	64.6	170,393	217,327	337.7
福岡県	622,545	123,746	84.2	264,076	52,492	81.6
佐賀県	95,524	110,466	75.2	136,349	157,677	245.0
長崎県	130,191	88,614	60.3	230,453	156,856	243.8
熊本県	192,188	104,187	70.9	217,891	118,121	183.6
大分県	133,305	109,681	74.7	169,752	139,669	217.1
宮崎県	112,453	96,857	65.9	189,254	163,006	253.3
鹿児島県	165,137	94,957	64.6	282,439	162,408	252.4
沖縄県	114,788	82,509	56.2	198,424	142,626	221.7
合 計	18,664,187	146,886	100.0	8,176,235	64,346	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
16,961	3,044	217.9	1,377,982	247,315	116.3	北海道
3,663	2,561	183.3	384,440	268,737	126.4	青森県
4,572	3,345	239.4	385,590	282,142	132.7	岩手県
2,987	1,279	91.6	473,872	202,954	95.5	宮城県
3,626	3,207	229.6	322,370	285,076	134.1	秋田県
3,792	3,176	227.3	319,835	267,853	126.0	山形県
5,590	2,693	192.8	492,287	237,183	111.5	福島県
5,029	1,686	120.7	591,317	198,295	93.3	茨城県
3,912	1,949	139.5	414,531	206,573	97.2	栃木県
3,525	1,752	125.4	406,551	202,048	95.0	群馬県
4,994	707	50.6	1,050,340	148,619	69.9	埼玉県
4,592	754	54.0	927,454	152,271	71.6	千葉県
3,460	278	19.9	3,370,944	270,494	127.2	東京都
2,926	333	23.8	1,306,216	148,463	69.8	神奈川県
5,674	2,351	168.3	589,020	244,092	114.8	新潟県
2,820	2,549	182.5	275,321	248,857	117.0	富山県
2,615	2,240	160.3	295,198	252,922	119.0	石川県
2,276	2,791	199.8	245,379	300,952	141.5	福井県
1,864	2,139	153.1	246,141	282,440	132.8	山梨県
5,136	2,359	168.9	504,618	231,816	109.0	長野県
4,561	2,177	155.8	449,586	214,550	100.9	岐阜県
3,230	856	61.3	729,352	193,185	90.9	静岡県
2,284	318	22.8	1,416,566	197,136	92.7	愛知県
3,734	2,012	144.0	403,970	217,623	102.3	三重県
2,474	1,796	128.6	301,062	218,496	102.8	滋賀県
2,267	886	63.4	502,312	196,327	92.3	京都府
4,709	543	38.9	1,526,133	176,018	82.8	大阪府
5,507	987	70.7	1,012,332	181,349	85.3	兵庫県
2,074	1,461	104.6	290,571	204,681	96.3	奈良県
2,543	2,431	174.0	265,025	253,377	119.2	和歌山県
2,263	3,757	268.9	194,828	323,414	152.1	鳥取県
3,190	4,351	311.5	264,256	360,452	169.5	島根県
4,382	2,249	161.0	409,042	209,954	98.7	岡山県
4,230	1,477	105.7	562,660	196,448	92.4	広島県
3,738	2,526	180.8	358,070	241,965	113.8	山口県
2,291	2,843	203.5	242,244	300,569	141.4	徳島県
2,035	1,996	142.9	238,797	234,268	110.2	香川県
3,738	2,540	181.8	343,960	233,746	109.9	愛媛県
2,862	3,650	261.3	247,605	315,807	148.5	高知県
4,766	947	67.8	891,388	177,185	83.3	福岡県
1,848	2,137	153.0	233,722	270,281	127.1	佐賀県
2,471	1,682	120.4	363,116	247,153	116.2	長崎県
4,046	2,193	157.0	414,125	224,501	105.6	熊本県
3,435	2,826	202.3	306,492	252,176	118.6	大分県
3,300	2,842	203.4	305,006	262,704	123.6	宮崎県
4,597	2,643	189.2	452,173	260,008	122.3	鹿児島県
878	631	45.2	314,090	225,767	106.2	沖縄県
177,468	1,397	100.0	27,017,890	212,628	100.0	合 計

21 平成19年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県		市 町 村 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
北海道		242,968	43,607	76.0	69,992	12,562	52.9
青森県		49,470	34,581	60.2	15,016	10,497	44.2
岩手県		49,754	36,406	63.4	15,453	11,307	47.7
宮城県		108,988	46,678	81.3	37,074	15,878	66.9
秋田県		39,099	34,576	60.2	12,645	11,182	47.1
山形県		46,020	38,540	67.1	14,569	12,201	51.4
福島県		82,837	39,911	69.5	29,914	14,413	60.7
茨城県		152,237	51,052	88.9	63,257	21,213	89.4
栃木県		102,553	51,105	89.0	44,958	22,404	94.4
群馬県		98,480	48,943	85.3	38,869	19,317	81.4
埼玉県		448,737	63,495	110.6	103,941	14,707	62.0
千葉県		400,369	65,733	114.5	90,989	14,939	63.0
東京都		1,181,418	94,800	165.2	889,343	71,363	300.8
神奈川県		680,820	77,381	134.8	164,532	18,700	78.8
新潟県		104,847	43,449	75.7	37,246	15,435	65.0
富山県		57,356	51,843	90.3	19,276	17,423	73.4
石川県		59,943	51,358	89.5	22,388	19,182	80.8
福井県		40,584	49,775	86.7	16,977	20,822	87.8
山梨県		42,207	48,431	84.4	17,870	20,505	86.4
長野県		103,300	47,455	82.7	36,370	16,708	70.4
岐阜県		107,584	51,341	89.4	31,786	15,169	63.9
静岡県		220,676	58,451	101.8	81,266	21,525	90.7
愛知県		492,531	68,543	119.4	255,938	35,617	150.1
三重県		98,834	53,243	92.8	35,809	19,291	81.3
滋賀県		76,647	55,627	96.9	31,914	23,162	97.6
京都府		141,792	55,419	96.5	56,703	22,162	93.4
大阪府		485,773	56,027	97.6	256,918	29,632	124.9
兵庫県		323,609	57,971	101.0	92,111	16,501	69.5
奈良県		79,975	56,335	98.1	14,144	9,963	42.0
和歌山県		42,804	40,923	71.3	12,861	12,296	51.8
鳥取県		23,497	39,005	68.0	6,336	10,518	44.3
島根県		29,256	39,906	69.5	7,865	10,728	45.2
岡山県		92,088	47,267	82.3	37,851	19,428	81.9
広島県		154,523	53,950	94.0	61,174	21,358	90.0
山口県		69,193	46,757	81.5	28,447	19,223	81.0
徳島県		34,156	42,380	73.8	12,128	15,048	63.4
香川県		48,507	47,587	82.9	19,206	18,842	79.4
愛媛県		59,666	40,547	70.6	24,841	16,881	71.1
高知県		30,163	38,471	67.0	7,647	9,753	41.1
福岡県		239,219	47,551	82.8	91,397	18,167	76.6
佐賀県		32,280	37,329	65.0	12,309	14,234	60.0
長崎県		54,552	37,130	64.7	13,898	9,460	39.9
熊本県		69,393	37,619	65.5	23,450	12,712	53.6
大分県		47,900	39,411	68.7	16,669	13,715	57.8
宮崎県		41,226	35,508	61.9	11,808	10,170	42.9
鹿児島県		62,119	35,720	62.2	18,599	10,695	45.1
沖縄県		43,905	31,559	55.0	11,298	8,121	34.2
合 計		7,293,857	57,402	100.0	3,015,054	23,728	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100として算出した。なお、人口は平成20年3月31日現在住民基本台帳人口によった。

2 東京都の収入については、都が徴収する市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
312,961	56,169	69.2	74,139	13,306	49.7	北 海 道
64,486	45,078	55.6	23,419	16,371	61.1	青 森 県
65,207	47,713	58.8	24,567	17,976	67.1	岩 手 県
146,061	62,556	77.1	46,360	19,855	74.1	宮 城 県
51,744	45,758	56.4	19,215	16,992	63.4	秋 田 県
60,589	50,742	62.5	22,117	18,522	69.1	山 形 県
112,752	54,324	67.0	40,366	19,448	72.6	福 島 県
215,494	72,265	89.1	65,799	22,065	82.4	茨 城 県
147,511	73,509	90.6	52,136	25,981	97.0	栃 木 県
137,348	68,259	84.1	51,533	25,611	95.6	群 馬 県
552,677	78,202	96.4	194,655	27,543	102.8	埼 玉 県
491,358	80,672	99.4	138,543	22,746	84.9	千 葉 県
2,070,761	166,163	204.8	621,166	49,844	186.1	東 京 都
845,352	96,081	118.4	280,830	31,919	119.1	神 奈 川 県
142,093	58,884	72.6	51,174	21,207	79.2	新 潟 県
76,632	69,266	85.4	25,656	23,190	86.6	富 山 県
82,331	70,540	86.9	27,805	23,823	88.9	石 川 県
57,561	70,597	87.0	21,062	25,832	96.4	福 井 県
60,077	68,937	85.0	20,039	22,994	85.8	山 梨 県
139,670	64,163	79.1	49,093	22,553	84.2	長 野 県
139,370	66,510	82.0	50,931	24,305	90.7	岐 阜 県
301,942	79,976	98.6	109,306	28,952	108.1	静 岡 県
748,469	104,160	128.4	232,137	32,305	120.6	愛 知 県
134,644	72,534	89.4	41,185	22,187	82.8	三 重 県
108,562	78,789	97.1	29,151	21,156	79.0	滋 賀 県
198,496	77,582	95.6	70,653	27,615	103.1	京 都 府
742,691	85,659	105.6	267,128	30,810	115.0	大 阪 府
415,720	74,472	91.8	148,145	26,539	99.1	兵 庫 県
94,119	66,298	81.7	30,747	21,659	80.8	奈 良 県
55,665	53,218	65.6	24,021	22,965	85.7	和 歌 山 県
29,834	49,524	61.0	11,975	19,878	74.2	鳥 取 県
37,120	50,633	62.4	13,591	18,538	69.2	島 根 県
129,938	66,695	82.2	46,004	23,613	88.1	岡 山 県
215,698	75,309	92.8	77,512	27,063	101.0	広 島 県
97,640	65,980	81.3	35,004	23,654	88.3	山 口 県
46,284	57,428	70.8	19,896	24,686	92.1	徳 島 県
67,713	66,429	81.9	24,568	24,102	90.0	香 川 県
84,507	57,429	70.8	33,575	22,817	85.2	愛 媛 県
37,810	48,225	59.4	17,821	22,730	84.8	高 知 県
330,616	65,718	81.0	113,964	22,653	84.6	福 岡 県
44,589	51,564	63.6	15,592	18,031	67.3	佐 賀 県
68,450	46,590	57.4	20,632	14,043	52.4	長 崎 県
92,843	50,331	62.0	30,995	16,803	62.7	熊 本 県
64,569	53,126	65.5	23,807	19,588	73.1	大 分 県
53,034	45,679	56.3	17,825	15,353	57.3	宮 崎 県
80,718	46,414	57.2	27,472	15,797	59.0	鹿 児 島 県
55,203	39,680	48.9	20,839	14,979	55.9	沖 縄 県
10,308,910	81,130	100.0	3,404,150	26,790	100.0	合 計

平成19年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県			固定資産税					
			家屋			償却資産		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			156,308	28,054	99.1	52,452	9,414	73.7
青森県			36,211	25,313	89.4	16,304	11,397	89.2
岩手県			31,627	23,142	81.8	13,919	10,185	79.7
宮城県			63,788	27,320	96.5	27,407	11,738	91.9
秋田県			25,699	22,726	80.3	10,841	9,587	75.0
山形県			28,644	23,989	84.7	11,976	10,030	78.5
福島県			53,847	25,943	91.6	38,236	18,422	144.2
茨城県			85,759	28,759	101.6	45,890	15,389	120.4
栃木県			59,625	29,713	105.0	34,485	17,185	134.5
群馬県			55,852	27,757	98.1	32,257	16,031	125.5
埼玉県			167,431	23,691	83.7	63,317	8,959	70.1
千葉県			161,565	26,526	93.7	76,428	12,548	98.2
東京都			468,858	37,622	132.9	178,624	14,333	112.2
神奈川県			247,395	28,119	99.3	104,914	11,924	93.3
新潟県			67,965	28,165	99.5	35,546	14,730	115.3
富山県			36,222	32,740	115.7	18,808	17,000	133.1
石川県			34,658	29,695	104.9	17,454	14,954	117.0
福井県			25,943	31,818	112.4	16,817	20,626	161.4
山梨県			24,638	28,271	99.9	13,875	15,921	124.6
長野県			62,415	28,673	101.3	30,370	13,952	109.2
岐阜県			56,354	26,893	95.0	29,353	14,008	109.6
静岡県			112,636	29,834	105.4	68,098	18,037	141.2
愛知県			224,319	31,217	110.3	114,339	15,912	124.5
三重県			50,096	26,987	95.3	39,990	21,543	168.6
滋賀県			40,941	29,713	105.0	23,890	17,338	135.7
京都府			68,813	26,895	95.0	28,199	11,022	86.3
大阪府			272,918	31,477	111.2	90,355	10,421	81.6
兵庫県			160,376	28,730	101.5	70,220	12,579	98.5
奈良県			28,566	20,122	71.1	10,812	7,616	59.6
和歌山県			23,776	22,731	80.3	11,230	10,736	84.0
鳥取県			15,519	25,761	91.0	6,996	11,613	90.9
島根県			17,568	23,963	84.7	9,365	12,774	100.0
岡山県			49,634	25,476	90.0	27,859	14,299	111.9
広島県			76,094	26,568	93.9	41,571	14,514	113.6
山口県			36,909	24,941	88.1	23,921	16,165	126.5
徳島県			20,885	25,913	91.5	11,891	14,754	115.5
香川県			28,270	27,734	98.0	9,647	9,464	74.1
愛媛県			36,458	24,776	87.5	17,535	11,916	93.3
高知県			17,757	22,648	80.0	6,746	8,604	67.3
福岡県			138,873	27,604	97.5	47,989	9,539	74.7
佐賀県			20,497	23,703	83.7	10,697	12,370	96.8
長崎県			34,143	23,239	82.1	12,016	8,179	64.0
熊本県			41,578	22,540	79.6	18,176	9,853	77.1
大分県			29,575	24,334	86.0	17,990	14,802	115.8
宮崎県			26,617	22,925	81.0	11,289	9,723	76.1
鹿児島県			39,843	22,910	80.9	15,320	8,809	68.9
沖縄県			33,391	24,001	84.8	8,054	5,789	45.3
合計			3,596,858	28,307	100.0	1,623,469	12,777	100.0

固 定 資 産 税									都 道 府 県		
交 付 金			納 付 金			計					
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり				
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数			
3,760	675	90.6	453	81	105.2	287,113	51,530	75.0	北 海 道		
1,008	705	94.6	71	50	64.9	77,013	53,835	78.4	青 森 県		
1,729	1,265	169.8	73	53	68.8	71,917	52,623	76.6	岩 手 県		
1,238	530	71.1	186	80	103.9	138,979	59,523	86.6	宮 城 県		
2,438	2,156	289.4	58	51	66.2	58,252	51,513	75.0	秋 田 県		
992	831	111.5	63	53	68.8	63,792	53,424	77.8	山 形 県		
1,487	716	96.1	109	53	68.8	134,045	64,583	94.0	福 島 県		
1,731	580	77.9	142	48	62.3	199,322	66,842	97.3	茨 城 県		
1,002	499	67.0	103	51	66.2	147,351	73,429	106.9	栃 木 県		
1,104	549	73.7	81	40	51.9	140,827	69,988	101.9	群 馬 県		
3,487	493	66.2	588	83	107.8	429,478	60,769	88.5	埼 玉 県		
2,536	416	55.8	376	62	80.5	379,449	62,299	90.7	千 葉 県		
18,559	1,489	199.9	2,283	183	237.7	1,289,490	103,472	150.6	東 京 都		
5,705	648	87.0	541	61	79.2	639,385	72,672	105.8	神 奈 川 県		
1,343	557	74.8	135	56	72.7	156,162	64,714	94.2	新 潟 県		
729	659	88.5	61	55	71.4	81,477	73,646	107.2	富 山 県		
1,064	912	122.4	84	72	93.5	81,066	69,456	101.1	石 川 県		
729	894	120.0	44	54	70.1	64,595	79,224	115.3	福 井 県		
613	703	94.4	43	49	63.6	59,208	67,940	98.9	山 梨 県		
1,383	635	85.2	148	68	88.3	143,407	65,880	95.9	長 野 県		
490	234	31.4	93	44	57.1	137,220	65,484	95.3	岐 阜 県		
1,317	349	46.8	175	46	59.7	291,532	77,219	112.4	静 岡 県		
3,391	472	63.4	440	61	79.2	574,625	79,967	116.4	愛 知 県		
544	293	39.3	94	51	66.2	131,907	71,060	103.4	三 重 県		
323	234	31.4	59	43	55.8	94,364	68,485	99.7	滋 賀 県		
737	288	38.7	224	88	114.3	168,626	65,907	95.9	京 都 府		
7,193	830	111.4	789	91	118.2	638,383	73,629	107.2	大 阪 府		
3,792	679	91.1	529	95	123.4	383,061	68,622	99.9	兵 庫 県		
313	220	29.5	76	54	70.1	70,515	49,672	72.3	奈 良 県		
317	303	40.7	46	44	57.1	59,391	56,781	82.7	和 歌 山 県		
381	632	84.8	38	63	81.8	34,908	57,947	84.4	鳥 取 県		
431	588	78.9	45	61	79.2	41,000	55,925	81.4	島 根 県		
1,193	612	82.1	110	56	72.7	124,800	64,057	93.2	岡 山 県		
1,489	520	69.8	234	82	106.5	196,901	68,746	100.1	広 島 県		
1,034	699	93.8	81	55	71.4	96,949	65,513	95.4	山 口 県		
422	524	70.3	45	56	72.7	53,138	65,932	96.0	徳 島 県		
420	412	55.3	58	57	74.0	62,963	61,769	89.9	香 川 県		
939	638	85.6	86	58	75.3	88,593	60,206	87.6	愛 媛 県		
687	876	117.6	65	83	107.8	43,076	54,941	80.0	高 知 県		
5,943	1,181	158.5	341	68	88.3	307,109	61,046	88.9	福 岡 県		
391	452	60.7	41	47	61.0	47,218	54,604	79.5	佐 賀 県		
2,234	1,521	204.2	74	50	64.9	69,098	47,031	68.5	長 崎 県		
972	527	70.7	127	69	89.6	91,850	49,793	72.5	熊 本 県		
615	506	67.9	62	51	66.2	72,049	59,281	86.3	大 分 県		
1,094	942	126.4	53	46	59.7	56,878	48,989	71.3	宮 崎 県		
2,963	1,704	228.7	102	59	76.6	85,700	49,279	71.7	鹿 児 島 県		
2,351	1,690	226.8	75	54	70.1	64,710	46,513	67.7	沖 縄 県		
94,615	745	100.0	9,803	77	100.0	8,728,895	68,696	100.0	合 計		

平成19年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	6,146	1,103	85.7	44,366	7,963	118.6
青森県	2,466	1,724	134.0	10,122	7,076	105.4
岩手県	2,482	1,816	141.1	8,198	5,999	89.4
宮城県	3,236	1,386	107.7	15,853	6,790	101.1
秋田県	2,025	1,791	139.2	6,861	6,067	90.4
山形県	2,321	1,944	151.0	6,973	5,840	87.0
福島県	3,488	1,681	130.6	13,844	6,670	99.4
茨城県	4,409	1,479	114.9	20,310	6,811	101.5
栃木県	3,017	1,503	116.8	13,960	6,957	103.6
群馬県	3,498	1,738	135.0	13,525	6,722	100.1
埼玉県	6,439	911	70.8	43,219	6,115	91.1
千葉県	5,549	911	70.8	37,978	6,235	92.9
東京都	5,282	424	32.9	101,929	8,179	121.8
神奈川県	5,525	628	48.8	53,880	6,124	91.2
新潟県	4,642	1,924	149.5	15,198	6,298	93.8
富山県	1,974	1,784	138.6	6,747	6,098	90.8
石川県	1,822	1,561	121.3	7,950	6,811	101.5
福井県	1,462	1,793	139.3	5,272	6,466	96.3
山梨県	1,725	1,979	153.8	5,886	6,754	100.6
長野県	4,590	2,109	163.9	12,622	5,798	86.4
岐阜県	3,486	1,664	129.3	12,274	5,857	87.2
静岡県	6,166	1,633	126.9	24,709	6,545	97.5
愛知県	8,505	1,184	92.0	49,434	6,879	102.5
三重県	3,399	1,831	142.3	11,731	6,320	94.1
滋賀県	2,395	1,738	135.0	10,350	7,512	111.9
京都府	2,917	1,140	88.6	16,745	6,545	97.5
大阪府	6,476	747	58.0	68,522	7,903	117.7
兵庫県	6,037	1,081	84.0	33,179	5,944	88.5
奈良県	1,863	1,312	101.9	7,319	5,156	76.8
和歌山県	2,148	2,054	159.6	6,730	6,434	95.8
鳥取県	1,274	2,115	164.3	3,707	6,154	91.7
島根県	1,737	2,369	184.1	3,954	5,393	80.3
岡山県	3,901	2,002	155.6	12,185	6,254	93.2
広島県	4,604	1,607	124.9	17,597	6,144	91.5
山口県	2,759	1,864	144.8	8,919	6,027	89.8
徳島県	1,677	2,081	161.7	5,109	6,339	94.4
香川県	2,051	2,012	156.3	6,571	6,446	96.0
愛媛県	2,823	1,918	149.0	8,967	6,094	90.8
高知県	1,750	2,232	173.4	5,057	6,450	96.1
福岡県	6,688	1,329	103.3	34,744	6,906	102.9
佐賀県	1,773	2,050	159.3	5,743	6,641	98.9
長崎県	2,729	1,857	144.3	8,894	6,054	90.2
熊本県	3,378	1,831	142.3	11,388	6,174	92.0
大分県	2,281	1,877	145.8	7,852	6,460	96.2
宮崎県	2,438	2,100	163.2	7,201	6,202	92.4
鹿児島県	3,563	2,049	159.2	10,463	6,016	89.6
沖縄県	2,678	1,925	149.6	8,983	6,457	96.2
合計	163,593	1,287	100.0	853,018	6,713	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
278	50	333.3	29	5	16.1	北	海	道
22	15	100.0	6	4	12.9	青	森	県
10	7	46.7	0	0	0.0	岩	手	県
1	0	0.0	9	4	12.9	宮	城	県
71	63	420.0	-	-	-	秋	田	県
7	6	40.0	0	0	0.0	山	形	県
10	5	33.3	18	9	29.0	福	島	県
3	1	6.7	41	14	45.2	茨	城	県
33	16	106.7	13	6	19.4	栃	木	県
6	3	20.0	13	6	19.4	群	馬	県
32	5	33.3	140	20	64.5	埼	玉	県
67	11	73.3	116	19	61.3	千	葉	県
7	1	6.7	2,170	174	561.3	東	京	都
-	-	-	44	5	16.1	神	奈	川
840	348	2,320.0	2	1	3.2	新	潟	県
0	0	0.0	3	3	9.7	富	山	県
0	0	0.0	7	6	19.4	石	川	県
1	1	6.7	4	5	16.1	福	井	県
-	-	-	0	0	0.0	山	梨	県
1	0	0.0	0	0	0.0	長	野	県
12	6	40.0	29	14	45.2	岐	阜	県
6	2	13.3	237	63	203.2	静	岡	県
9	1	6.7	31	4	12.9	愛	知	県
14	8	53.3	12	6	19.4	三	重	県
7	5	33.3	8	6	19.4	滋	賀	県
0	0	0.0	6	2	6.5	京	都	府
-	-	-	103	12	38.7	大	阪	府
4	1	6.7	740	133	429.0	兵	庫	県
-	-	-	11	8	25.8	奈	良	県
-	-	-	5	5	16.1	和	歌	山
-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
1	1	6.7	-	-	-	島	根	県
11	6	40.0	6	3	9.7	岡	山	県
1	0	0.0	13	5	16.1	広	島	県
61	41	273.3	11	7	22.6	山	口	県
2	2	13.3	2	2	6.5	徳	島	県
-	-	-	-	-	-	香	川	県
0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
34	43	286.7	3	4	12.9	高	知	県
40	8	53.3	29	6	19.4	福	岡	県
-	-	-	9	10	32.3	佐	賀	県
2	1	6.7	9	6	19.4	長	崎	県
0	0	0.0	7	4	12.9	熊	本	県
55	45	300.0	28	23	74.2	大	分	県
0	0	0.0	1	1	3.2	宮	崎	県
191	110	733.3	1	1	3.2	鹿	児	島
43	31	206.7	28	20	64.5	沖	縄	県
1,881	15	100.0	3,945	31	100.0	合	計	

平成19年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,587	464	239.2	8,861	1,590	64.6
青森県	244	171	88.1	-	-	-
岩手県	634	464	239.2	-	-	-
宮城県	561	240	123.7	4,513	1,933	78.5
秋田県	832	736	379.4	1,350	1,194	48.5
山形県	730	611	314.9	-	-	-
福島県	983	474	244.3	4,048	1,950	79.2
茨城県	418	140	72.2	-	-	-
栃木県	970	483	249.0	2,846	1,418	57.6
群馬県	1,002	498	256.7	-	-	-
埼玉県	76	11	5.7	7,752	1,097	44.5
千葉県	360	59	30.4	9,519	1,563	63.5
東京都	328	26	13.4	96,419	7,737	314.1
神奈川県	1,006	114	58.8	29,967	3,406	138.3
新潟県	984	408	210.3	2,970	1,231	50.0
富山県	324	293	151.0	2,511	2,270	92.2
石川県	584	500	257.7	2,306	1,976	80.2
福井県	433	531	273.7	-	-	-
山梨県	839	963	496.4	-	-	-
長野県	1,352	621	320.1	1,810	831	33.7
岐阜県	822	392	202.1	1,309	625	25.4
静岡県	1,848	489	252.1	5,707	1,512	61.4
愛知県	393	55	28.4	25,916	3,607	146.4
三重県	533	287	147.9	-	-	-
滋賀県	262	190	97.9	1,408	1,022	41.5
京都府	139	54	27.8	6,657	2,602	105.6
大阪府	189	22	11.3	35,663	4,113	167.0
兵庫県	736	132	68.0	15,695	2,812	114.2
奈良県	42	30	15.5	789	556	22.6
和歌山県	524	501	258.2	2,021	1,932	78.4
鳥取県	193	320	164.9	-	-	-
島根県	204	278	143.3	-	-	-
岡山県	215	110	56.7	7,271	3,732	151.5
広島県	292	102	52.6	8,768	3,061	124.3
山口県	281	190	97.9	-	-	-
徳島県	72	89	45.9	-	-	-
香川県	111	109	56.2	1,693	1,661	67.4
愛媛県	174	118	60.8	1,654	1,124	45.6
高知県	57	73	37.6	984	1,255	51.0
福岡県	263	52	26.8	13,237	2,631	106.8
佐賀県	193	223	114.9	-	-	-
長崎県	241	164	84.5	1,332	907	36.8
熊本県	483	262	135.1	1,888	1,024	41.6
大分県	578	476	245.4	2,623	2,158	87.6
宮崎県	223	192	99.0	1,029	886	36.0
鹿児島県	308	177	91.2	1,718	988	40.1
沖縄県	63	45	23.2	737	530	21.5
合計	24,686	194	100.0	312,968	2,463	100.0

都市計画税			その他の市町村税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
45,635	8,190	86.6	-	-	-	北	海	道
1,490	1,042	11.0	-	-	-	青	森	県
2,327	1,703	18.0	-	-	-	岩	手	県
19,216	8,230	87.0	2	1	4.0	宮	城	県
305	270	2.9	-	-	-	秋	田	県
8,041	6,734	71.2	-	-	-	山	形	県
10,215	4,922	52.1	-	-	-	福	島	県
17,190	5,765	61.0	-	-	-	茨	城	県
15,534	7,741	81.9	-	-	-	栃	木	県
12,584	6,254	66.1	-	-	-	群	馬	県
63,679	9,010	95.3	-	-	-	埼	玉	県
55,579	9,125	96.5	-	-	-	千	葉	県
243,248	19,519	206.4	280	22	88.0	東	京	都
120,876	13,739	145.3	22	3	12.0	神	奈	川
12,460	5,163	54.6	547	227	908.0	新	潟	県
3,180	2,874	30.4	9	8	32.0	富	山	県
11,361	9,734	102.9	-	-	-	石	川	県
6,106	7,489	79.2	-	-	-	福	井	県
2,552	2,928	31.0	12	14	56.0	山	梨	県
13,350	6,133	64.9	-	-	-	長	野	県
15,636	7,462	78.9	45	21	84.0	岐	阜	県
37,963	10,055	106.3	566	150	600.0	静	岡	県
90,873	12,646	133.7	-	-	-	愛	知	県
9,542	5,140	54.4	-	-	-	三	重	県
8,006	5,810	61.4	-	-	-	滋	賀	県
29,243	11,430	120.9	19	7	28.0	京	都	府
127,709	14,729	155.8	-	-	-	大	阪	府
64,951	11,635	123.0	-	-	-	兵	庫	県
8,808	6,204	65.6	-	-	-	奈	良	県
5,284	5,052	53.4	-	-	-	和	歌	山
830	1,378	14.6	-	-	-	鳥	取	県
1,389	1,895	20.0	-	-	-	島	根	県
15,211	7,808	82.6	6	3	12.0	岡	山	県
27,855	9,725	102.8	-	-	-	広	島	県
11,165	7,545	79.8	-	-	-	山	口	県
3,124	3,876	41.0	-	-	-	徳	島	県
469	460	4.9	-	-	-	香	川	県
1,162	790	8.4	-	-	-	愛	媛	県
-	-	-	0	0	0.0	高	知	県
40,956	8,141	86.1	1,382	275	1,100.0	福	岡	県
2,052	2,373	25.1	-	-	-	佐	賀	県
9,161	6,235	65.9	-	-	-	長	崎	県
5,830	3,161	33.4	3	2	8.0	熊	本	県
7,835	6,447	68.2	-	-	-	大	分	県
3,422	2,947	31.2	1	1	4.0	宮	崎	県
8,160	4,692	49.6	273	157	628.0	鹿	児	島
-	-	-	4	3	12.0	沖	縄	県
1,201,564	9,456	100.0	3,170	25	100.0	合	計	

平成19年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県			市町村税			地方交付税		
			A			B		
			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数	税額(円)		指 数				
北 海 道			707,975	127,065	74.7	773,655	138,853	251.1
青 森 県			155,849	108,944	64.1	191,498	133,864	242.1
岩 手 県			150,777	110,326	64.9	187,894	137,485	248.6
宮 城 県			328,431	140,663	82.7	177,072	75,838	137.1
秋 田 県			121,439	107,390	63.2	177,012	156,534	283.1
山 形 県			142,453	119,300	70.2	141,276	118,315	214.0
福 島 県			279,403	134,616	79.2	183,352	88,339	159.8
茨 城 県			457,188	153,316	90.2	129,631	43,471	78.6
栃 木 県			331,235	165,064	97.1	67,272	33,524	60.6
群 馬 県			308,802	153,469	90.3	99,024	49,213	89.0
埼 玉 県			1,103,492	156,140	91.8	93,252	13,195	23.9
千 葉 県			979,975	160,894	94.6	103,543	17,000	30.7
東 京 都			3,809,912	305,718	179.8	30,038	2,410	4.4
神 奈 川 県			1,696,057	192,771	113.4	20,664	2,349	4.2
新 潟 県			335,896	139,197	81.9	249,737	103,492	187.2
富 山 県			172,857	156,242	91.9	79,116	71,511	129.3
石 川 県			187,427	160,585	94.5	104,399	89,448	161.8
福 井 県			135,434	166,107	97.7	57,453	70,465	127.4
山 梨 県			130,299	149,514	87.9	80,685	92,584	167.4
長 野 県			316,802	145,535	85.6	228,874	105,142	190.1
岐 阜 県			310,203	148,034	87.1	141,074	67,323	121.7
静 岡 県			670,675	177,643	104.5	78,437	20,776	37.6
愛 知 県			1,498,256	208,504	122.6	51,648	7,188	13.0
三 重 県			291,781	157,186	92.5	98,808	53,229	96.3
滋 賀 県			225,361	163,556	96.2	67,670	49,111	88.8
京 都 府			422,848	165,269	97.2	154,100	60,230	108.9
大 阪 府			1,619,737	186,814	109.9	183,145	21,123	38.2
兵 庫 県			920,123	164,831	97.0	285,295	51,108	92.4
奈 良 県			183,466	129,235	76.0	108,515	76,439	138.2
和 歌 山 県			131,767	125,976	74.1	108,756	103,976	188.0
鳥 取 県			70,746	117,438	69.1	82,866	137,557	248.8
島 根 県			85,406	116,496	68.5	141,722	193,313	349.6
岡 山 県			293,544	150,671	88.6	163,288	83,813	151.6
広 島 県			471,728	164,700	96.9	183,920	64,214	116.1
山 口 県			217,786	147,169	86.6	120,058	81,129	146.7
徳 島 県			109,408	135,750	79.8	86,037	106,752	193.0
香 川 県			141,571	138,886	81.7	70,479	69,142	125.0
愛 媛 県			187,880	127,678	75.1	143,791	97,717	176.7
高 知 県			88,771	113,223	66.6	130,519	166,470	301.0
福 岡 県			735,065	146,112	85.9	326,529	64,906	117.4
佐 賀 県			101,577	117,466	69.1	89,320	103,291	186.8
長 崎 県			159,916	108,846	64.0	195,363	132,973	240.5
熊 本 県			207,669	112,579	66.2	208,012	112,765	203.9
大 分 県			157,870	129,893	76.4	124,275	102,251	184.9
宮 崎 県			124,227	106,998	62.9	135,892	117,045	211.7
鹿 児 島 県			191,095	109,883	64.6	244,381	140,524	254.1
沖 縄 県			132,449	95,204	56.0	127,162	91,404	165.3
合 計			21,602,629	170,011	100.0	7,026,510	55,298	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
39,759	7,136	168.8	1,521,388	273,053	119.0	北海道
7,114	4,973	117.6	354,461	247,781	107.9	青森県
10,254	7,503	177.5	348,925	255,314	111.2	岩手県
11,150	4,775	113.0	516,653	221,277	96.4	宮城県
7,710	6,818	161.3	306,162	270,743	118.0	秋田県
6,131	5,135	121.5	289,860	242,749	105.8	山形県
12,852	6,192	146.5	475,607	229,147	99.8	福島県
16,965	5,689	134.6	603,784	202,476	88.2	茨城県
9,501	4,735	112.0	408,007	203,322	88.6	栃木県
10,992	5,463	129.2	418,818	208,144	90.7	群馬県
21,755	3,078	72.8	1,218,499	172,413	75.1	埼玉県
21,182	3,478	82.3	1,104,700	181,372	79.0	千葉県
27,322	2,192	51.9	3,867,272	310,320	135.2	東京都
23,682	2,692	63.7	1,740,403	197,812	86.2	神奈川県
14,029	5,814	137.5	599,662	248,502	108.3	新潟県
5,525	4,994	118.1	257,499	232,749	101.4	富山県
5,419	4,643	109.8	297,245	254,676	111.0	石川県
4,080	5,004	118.4	196,966	241,574	105.2	福井県
3,685	4,228	100.0	214,669	246,327	107.3	山梨県
13,686	6,287	148.7	559,362	256,965	111.9	長野県
11,038	5,268	124.6	462,316	220,625	96.1	岐阜県
17,283	4,578	108.3	766,396	202,997	88.4	静岡県
27,300	3,799	89.9	1,577,204	219,491	95.6	愛知県
8,898	4,793	113.4	399,487	215,208	93.8	三重県
5,193	3,769	89.2	298,225	216,437	94.3	滋賀県
8,790	3,436	81.3	585,739	228,935	99.7	京都府
25,333	2,922	69.1	1,828,214	210,859	91.9	大阪府
21,034	3,768	89.1	1,226,452	219,706	95.7	兵庫県
4,887	3,442	81.4	296,868	209,117	91.1	奈良県
4,375	4,183	99.0	244,897	234,133	102.0	和歌山県
2,859	4,746	112.3	156,471	259,741	113.2	鳥取県
5,345	7,291	172.5	232,472	317,098	138.1	島根県
10,355	5,315	125.7	467,188	239,799	104.5	岡山県
12,583	4,393	103.9	668,231	233,307	101.6	広島県
6,530	4,413	104.4	344,374	232,710	101.4	山口県
4,254	5,278	124.9	199,699	247,781	107.9	徳島県
4,048	3,971	93.9	216,098	211,999	92.4	香川県
6,937	4,714	111.5	338,608	230,109	100.2	愛媛県
3,975	5,070	119.9	223,265	284,763	124.1	高知県
23,007	4,573	108.2	1,084,602	215,592	93.9	福岡県
4,225	4,886	115.6	195,122	225,643	98.3	佐賀県
6,777	4,613	109.1	362,056	246,431	107.4	長崎県
9,421	5,107	120.8	425,102	230,452	100.4	熊本県
6,758	5,560	131.5	288,903	237,704	103.6	大分県
7,969	6,864	162.4	268,087	230,905	100.6	宮崎県
10,200	5,865	138.8	445,676	256,272	111.6	鹿児島県
4,929	3,543	83.8	264,540	190,150	82.8	沖縄県
537,095	4,227	100.0	29,166,234	229,536	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成19年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	1,343,321	241,094	77.5	395,935	71,061	76.0
青森県	294,128	205,606	66.1	80,663	56,386	60.3
岩手県	290,498	212,562	68.3	81,166	59,390	63.5
宮城県	617,865	264,625	85.0	177,683	76,100	81.4
秋田県	230,517	203,849	65.5	63,772	56,394	60.3
山形県	266,249	222,976	71.7	75,176	62,958	67.3
福島県	534,013	257,287	82.7	135,223	65,150	69.7
茨城県	875,589	293,625	94.4	248,430	83,310	89.1
栃木県	623,299	310,609	99.8	167,317	83,379	89.2
群馬県	579,472	287,986	92.6	160,737	79,883	85.4
埼玉県	1,956,766	276,875	89.0	731,450	103,497	110.7
千葉県	1,750,861	287,460	92.4	651,702	106,998	114.4
東京都	6,929,078	556,008	178.7	1,920,918	154,140	164.8
神奈川県	2,931,573	333,198	107.1	1,108,044	125,939	134.7
新潟県	627,449	260,017	83.6	171,182	70,939	75.9
富山県	314,999	284,722	91.5	93,563	84,570	90.4
石川県	346,371	296,766	95.4	97,799	83,793	89.6
福井県	251,056	307,914	99.0	66,206	81,200	86.8
山梨県	253,247	290,594	93.4	68,789	78,933	84.4
長野県	593,700	272,739	87.7	168,614	77,459	82.8
岐阜県	584,951	279,148	89.7	175,689	83,842	89.7
静岡県	1,257,191	332,995	107.0	360,250	95,420	102.0
愛知県	2,869,995	399,401	128.4	802,147	111,630	119.4
三重県	564,218	303,951	97.7	161,187	86,833	92.9
滋賀県	421,914	306,204	98.4	125,070	90,769	97.1
京都府	764,996	298,997	96.1	230,924	90,256	96.5
大阪府	2,889,681	333,285	107.1	791,331	91,269	97.6
兵庫県	1,611,368	288,660	92.8	526,688	94,351	100.9
奈良県	327,813	230,915	74.2	130,161	91,687	98.1
和歌山県	236,632	226,231	72.7	69,793	66,725	71.4
鳥取県	129,196	214,465	68.9	38,351	63,663	68.1
島根県	157,726	215,143	69.1	47,765	65,153	69.7
岡山県	540,562	277,460	89.2	150,154	77,071	82.4
広島県	852,576	297,670	95.7	251,550	87,827	93.9
山口県	405,839	274,245	88.1	112,803	76,226	81.5
徳島県	200,376	248,621	79.9	55,630	69,024	73.8
香川県	270,844	265,707	85.4	79,239	77,736	83.1
愛媛県	351,534	238,893	76.8	97,343	66,152	70.7
高知県	159,538	203,482	65.4	49,149	62,687	67.0
福岡県	1,336,245	265,612	85.4	389,421	77,407	82.8
佐賀県	193,486	223,751	71.9	52,697	60,940	65.2
長崎県	287,657	195,792	62.9	88,861	60,483	64.7
熊本県	395,288	214,290	68.9	113,205	61,370	65.6
大分県	287,836	236,826	76.1	78,130	64,284	68.7
宮崎県	231,949	199,779	64.2	67,097	57,791	61.8
鹿児島県	351,515	202,128	65.0	101,222	58,205	62.2
沖縄県	245,745	176,641	56.8	71,474	51,375	54.9
合 計	39,536,721	311,151	100.0	11,881,698	93,508	100.0

- (注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
2 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除いたものである。
4 法人二税の税収額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。

法人二税			固定資産税			都道府県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
210,551	37,789	52.4	286,638	51,445	75.1	北 海 道		
48,920	34,197	47.4	73,334	51,263	74.8	青 森 県		
49,191	35,994	49.9	70,742	51,763	75.5	岩 手 県		
120,369	51,553	71.4	138,979	59,523	86.9	宮 城 県		
39,511	34,940	48.4	55,633	49,197	71.8	秋 田 県		
44,787	37,508	52.0	63,344	53,049	77.4	山 形 県		
112,342	54,126	75.0	133,086	64,121	93.6	福 島 県		
199,421	66,875	92.7	199,323	66,842	97.5	茨 城 県		
137,664	68,602	95.1	147,351	73,429	107.2	栃 木 県		
119,448	59,363	82.3	140,827	69,988	102.1	群 馬 県		
316,792	44,825	62.1	429,478	60,769	88.7	埼 玉 県		
286,659	47,064	65.2	381,231	62,591	91.3	千 葉 県		
2,432,553	195,195	270.5	1,290,047	103,517	151.1	東 京 都		
521,322	59,253	82.1	639,464	72,680	106.1	神 奈 川 県		
122,385	50,717	70.3	156,932	65,033	94.9	新 潟 県		
61,594	55,674	77.2	76,524	69,169	100.9	富 山 県		
71,824	61,538	85.3	80,055	68,590	100.1	石 川 県		
57,211	70,168	97.2	64,259	78,812	115.0	福 井 県		
61,844	70,964	98.4	59,508	68,284	99.6	山 梨 県		
118,129	54,267	75.2	143,070	65,725	95.9	長 野 県		
112,809	53,834	74.6	135,885	64,847	94.6	岐 阜 県		
290,178	76,860	106.5	291,563	77,227	112.7	静 岡 県		
844,369	117,506	162.9	581,687	80,950	118.1	愛 知 県		
127,491	68,681	95.2	132,241	71,240	104.0	三 重 県		
102,794	74,603	103.4	94,364	68,485	99.9	滋 賀 県		
175,532	68,606	95.1	166,367	65,024	94.9	京 都 府		
751,361	86,659	120.1	638,190	73,606	107.4	大 阪 府		
287,657	51,531	71.4	383,061	68,622	100.1	兵 庫 県		
43,767	30,830	42.7	70,398	49,589	72.4	奈 良 県		
41,444	39,622	54.9	59,116	56,518	82.5	和 歌 山 県		
20,014	33,223	46.0	32,940	54,680	79.8	鳥 取 県		
26,942	36,750	50.9	38,941	53,117	77.5	島 根 県		
117,005	60,056	83.2	124,767	64,041	93.5	岡 山 県		
189,172	66,048	91.5	196,901	68,746	100.3	広 島 県		
91,727	61,984	85.9	95,953	64,840	94.6	山 口 県		
38,954	48,333	67.0	53,138	65,932	96.2	徳 島 県		
58,506	57,396	79.5	62,963	61,769	90.1	香 川 県		
78,191	53,137	73.6	88,218	59,951	87.5	愛 媛 県		
23,437	29,893	41.4	41,175	52,517	76.6	高 知 県		
274,415	54,547	75.6	304,289	60,485	88.3	福 岡 県		
36,332	42,015	58.2	47,682	55,140	80.5	佐 賀 県		
43,256	29,442	40.8	69,098	47,031	68.6	長 崎 県		
73,250	39,710	55.0	91,428	49,564	72.3	熊 本 県		
52,874	43,504	60.3	72,049	59,281	86.5	大 分 県		
36,624	31,545	43.7	54,640	47,062	68.7	宮 崎 県		
56,747	32,631	45.2	85,700	49,279	71.9	鹿 児 島 県		
40,884	29,387	40.7	64,710	46,513	67.9	沖 縄 県		
9,168,246	72,153	100.0	8,707,290	68,526	100.0	合 計		

5 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いたものである。

6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得(分配)				県内総生産	
	実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)	
	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度
北海道	14,274.2	14,333.9	-0.9	0.4	14,361.1	14,503.8	-0.6	1.0	19,679.9	19,741.6
青森県	3,122.5	3,102.9	-1.4	-0.6	3,141.3	3,137.1	-1.4	-0.1	4,301.5	4,274.8
岩手県	3,326.6	3,302.7	0.6	-0.7	3,303.2	3,272.3	0.6	-0.9	4,630.8	4,595.4
宮城県	5,960.5	6,081.5	-0.5	2.0	6,047.7	6,183.3	0.8	2.2	8,407.6	8,525.6
秋田県	2,690.0	2,701.7	-1.8	0.4	2,633.3	2,628.5	-2.0	-0.2	3,678.6	3,694.7
山形県	2,946.4	2,939.9	1.1	-0.2	2,959.6	2,951.3	0.6	-0.3	4,109.6	4,115.2
福島県	5,739.3	5,808.7	3.9	1.2	5,648.3	5,704.2	2.8	1.0	7,743.3	7,830.1
茨城県	8,010.5	7,951.9	-2.7	-0.7	8,451.3	8,445.0	-2.5	-0.1	10,939.2	10,955.7
栃木県	6,079.3	6,230.9	1.3	2.5	6,101.5	6,253.2	1.5	2.5	8,024.8	8,195.9
群馬県	5,654.7	5,699.4	-1.0	0.8	5,758.8	5,787.7	0.0	0.5	7,509.8	7,550.1
埼玉県	14,799.0	15,038.0	2.0	1.6	20,725.6	20,846.0	2.9	0.6	20,338.8	20,650.9
千葉県	13,536.0	13,848.3	1.6	2.3	17,972.4	18,168.4	2.4	1.1	19,544.8	19,917.7
東京都	67,793.9	69,702.9	0.3	2.8	56,340.5	60,086.6	2.0	6.6	89,991.3	92,269.4
神奈川県	21,588.4	21,855.6	-0.8	1.2	27,635.6	28,171.0	0.3	1.9	30,807.7	31,184.3
新潟県	6,485.2	6,651.1	0.1	2.6	6,568.8	6,738.8	0.2	2.6	9,185.2	9,373.1
富山県	3,410.4	3,413.3	-0.4	0.1	3,437.2	3,442.9	-0.1	0.2	4,661.0	4,680.7
石川県	3,265.9	3,297.9	-0.2	1.0	3,299.1	3,347.8	-0.3	1.5	4,513.4	4,612.9
福井県	2,291.5	2,363.3	-1.6	3.1	2,293.1	2,356.9	-1.1	2.8	3,260.6	3,358.4
山梨県	2,281.1	2,346.4	0.3	2.9	2,345.6	2,414.3	-1.1	2.9	3,136.3	3,206.2
長野県	5,931.9	6,110.9	-0.5	3.0	6,076.7	6,231.9	-0.2	2.6	7,988.5	8,199.3
岐阜県	5,287.0	5,448.0	-2.7	3.0	5,739.0	5,887.2	-2.1	2.6	7,085.9	7,247.7
静岡県	12,060.2	12,485.4	0.5	3.5	12,213.9	12,680.5	1.5	3.8	15,980.5	16,415.1
愛知県	25,044.6	26,048.8	2.3	4.0	24,643.0	25,563.1	2.6	3.7	34,584.0	35,819.9
三重県	5,295.9	5,391.3	4.1	1.8	5,602.0	5,727.3	2.5	2.2	7,520.2	7,699.8
滋賀県	4,368.8	4,378.3	1.3	0.2	4,428.5	4,520.0	0.4	2.1	5,882.4	5,924.8
京都府	7,358.5	7,405.1	1.8	0.6	7,590.8	7,665.0	1.5	1.0	9,887.9	10,029.7
大阪府	27,761.0	27,860.0	0.1	0.4	26,305.2	26,874.9	0.1	2.2	38,179.0	38,529.4
兵庫県	13,339.6	13,443.2	-0.1	0.8	14,911.0	15,267.3	-0.8	2.4	18,693.4	18,857.2
奈良県	2,777.9	2,782.3	-2.0	0.2	3,767.5	3,772.4	-2.3	0.1	3,770.9	3,770.7
和歌山県	2,461.8	2,581.9	0.5	4.9	2,659.3	2,805.7	0.8	5.5	3,428.7	3,567.7
鳥取県	1,461.4	1,404.5	0.2	-3.9	1,446.6	1,400.8	0.3	-3.2	2,054.6	2,005.7
島根県	1,764.3	1,747.6	-0.3	-0.9	1,822.0	1,820.4	-0.5	-0.1	2,503.7	2,496.7
岡山県	4,957.8	5,061.0	-1.6	2.1	5,068.2	5,192.2	-0.1	2.4	7,078.4	7,311.4
広島県	8,757.0	8,974.0	0.4	2.5	8,578.9	8,738.5	0.0	1.9	11,712.6	11,998.8
山口県	4,174.3	4,323.7	0.5	3.6	4,272.2	4,478.8	0.6	4.8	5,772.4	5,946.3
徳島県	2,129.8	2,083.1	-1.8	-2.2	2,268.8	2,233.1	-1.7	-1.6	2,777.9	2,739.2
香川県	2,655.7	2,614.4	-1.0	-1.6	2,659.3	2,648.4	-1.0	-0.4	3,685.6	3,661.0
愛媛県	3,466.7	3,413.6	0.3	-1.5	3,469.0	3,459.1	-0.0	-0.3	4,821.2	4,760.7
高知県	1,677.3	1,667.5	-5.1	-0.6	1,725.6	1,709.0	-4.3	-1.0	2,335.0	2,346.0
福岡県	12,914.2	13,326.4	-0.4	3.2	13,051.9	13,437.4	-0.6	3.0	17,619.1	18,084.0
佐賀県	2,094.8	2,138.6	0.2	2.1	2,112.2	2,171.7	-0.6	2.8	2,885.8	2,935.5
長崎県	3,108.5	3,140.5	-0.4	1.0	3,236.4	3,285.7	-0.5	1.5	4,323.9	4,380.0
熊本県	4,055.9	4,133.5	-1.1	1.9	4,240.3	4,391.8	-1.1	3.6	5,616.0	5,708.8
大分県	3,210.8	3,139.7	0.1	-2.2	3,195.1	3,154.1	0.2	-1.3	4,541.2	4,473.0
宮崎県	2,567.0	2,536.5	0.1	-1.2	2,573.4	2,550.6	-0.1	-0.9	3,577.4	3,561.0
鹿児島県	3,782.7	3,813.4	-0.2	0.8	3,909.3	3,984.1	-0.1	1.9	5,305.4	5,357.5
沖縄県	2,466.2	2,494.8	-1.6	1.2	2,686.4	2,751.8	-1.2	2.4	3,561.0	3,606.7
合計	370,186.9	376,618.0	0.2	1.7	379,276.3	388,842.2	0.7	2.5	507,637.1	516,166.2

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成19年版「県民経済計算年報」によるものである。
2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

23 主要経済指標の推移

区 分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	205,122	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,462,664	109.0	566,518	108.5	396,916	113.3
60	3,274,332	106.7	705,485	111.1	540,780	112.2
61	3,419,205	104.4	731,215	103.6	563,666	104.2
62	3,595,089	105.1	814,584	111.4	601,061	106.6
63	3,867,361	107.6	961,001	118.0	715,828	119.1
平成元年度	4,147,429	107.2	1,068,458	111.2	805,375	112.5
2	4,499,971	108.5	1,201,964	112.5	923,414	114.7
3	4,722,614	104.9	1,193,567	99.3	926,641	100.3
4	4,838,375	102.5	1,109,195	92.9	877,558	94.7
5	4,806,615	99.3	958,154	86.4	747,463	85.2
6	4,870,175	102.2	977,979	102.8	725,427	97.2
7	4,964,573	101.9	991,431	101.4	733,984	101.2
8	5,084,328	102.4	1,057,485	106.7	762,071	103.8
9	5,133,064	101.0	1,049,894	99.3	787,681	103.4
10	5,033,044	98.1	915,859	87.2	710,753	90.2
11	4,995,442	99.3	870,429	95.0	690,786	97.2
12	5,041,188	100.9	944,834	108.5	724,526	104.9
13	4,936,447	97.9	865,533	91.6	688,294	95.0
14	4,898,752	99.2	827,183	95.6	651,154	94.6
15	4,937,475	100.8	861,779	104.2	673,970	103.5
16	4,984,906	101.0	913,226	106.0	715,037	106.1
17	5,031,867	100.9	955,895	104.7	759,010	106.1
18	5,109,247	101.5	1,016,667	106.4	804,932	106.1
19	5,158,579	101.0	1,022,379	100.6	826,620	102.7
20	5,094,000	98.7	985,000	96.3	794,000	96.1
21	5,102,000	100.1	961,000	97.6	761,000	95.8

区 分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	2	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	18,118	-	151,484	97.2	1,342,330	108.0
60	17,390	-	147,315	103.8	1,787,459	105.8
61	7,375	-	160,174	108.7	1,852,930	103.7
62	9,496	-	204,027	127.4	1,953,688	105.4
63	26,743	-	218,430	107.1	2,069,679	105.9
平成元年度	32,215	-	230,868	105.7	2,211,644	106.9
2	27,869	-	250,681	108.6	2,379,280	107.6
3	33,194	-	233,732	93.2	2,512,850	105.6
4	2,494	-	229,143	98.0	2,596,085	103.3
5	-29,700	-	240,391	104.9	2,664,630	102.6
6	-5,327	-	257,879	107.3	2,679,927	102.7
7	15,593	-	241,854	93.8	2,736,339	102.1
8	18,053	-	277,361	114.7	2,815,804	102.9
9	34,642	-	227,571	82.0	2,828,468	100.4
10	6,596	-	198,510	87.2	2,829,795	100.0
11	-24,601	-	204,244	102.9	2,843,407	100.5
12	17,066	-	203,242	99.5	2,831,253	99.6
13	-7,915	-	185,154	91.1	2,833,489	100.1
14	-3,249	-	179,278	96.8	2,832,005	99.9
15	8,445	-	179,364	100.0	2,825,632	99.8
16	14,094	-	184,135	102.7	2,841,726	100.6
17	13,015	-	183,870	99.9	2,872,716	101.1
18	24,231	-	187,504	102.0	2,897,565	100.9
19	29,733	-	166,026	88.5	2,918,709	100.7
20	29,000	-	162,000	97.3	2,938,000	100.6
21	31,000	-	169,000	104.9	2,919,000	99.4

区 分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.6	110.9	57.9	102.1	33.0	-
50	49.6	95.4	89.4	102.3	57.0	110.4
55	67.0	102.1	117.7	112.5	78.1	107.6
60	79.7	102.4	115.7	98.3	88.4	101.9
61	79.6	99.9	109.6	94.7	88.4	100.0
62	84.4	106.0	107.7	98.3	88.9	100.5
63	91.7	108.6	107.1	99.4	89.6	100.8
平成元年度	95.7	104.4	109.9	102.6	92.1	102.9
2	100.4	104.9	111.3	101.3	95.0	103.3
3	99.7	99.3	111.8	100.4	97.6	102.8
4	93.8	94.1	110.6	98.9	99.2	101.6
5	90.4	96.4	108.7	98.3	100.5	101.2
6	93.2	103.1	107.2	98.6	100.8	100.4
7	95.2	102.1	106.1	99.0	100.6	99.9
8	98.4	103.4	104.5	98.5	101.0	100.4
9	99.5	101.1	105.5	101.0	103.1	102.0
10	92.7	93.2	103.3	97.9	103.3	100.2
11	95.1	102.6	102.5	99.2	102.8	99.5
12	99.2	104.3	101.9	99.4	102.1	99.5
13	90.1	90.8	99.4	97.5	101.1	99.0
14	92.7	102.9	97.7	98.3	100.5	99.4
15	95.4	102.9	97.2	99.5	100.3	99.8
16	99.1	103.9	98.8	101.6	100.2	99.9
17	100.7	101.6	100.5	101.7	100.0	99.9
18	105.3	104.6	102.5	102.0	100.2	100.2
19	108.0	102.6	104.9	102.3	100.6	100.4
20	-	94.5	-	104.1	-	101.3
21	-	95.2	-	97.9	-	99.6

(注) 平成19年度までは実績、平成20年度及び平成21年度は「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成21年1月19日閣議決定)によった。
 なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度から平成5年度までは平成7年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度から平成6年度までは平成7年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものである。

参 考

- I 平成21年度地方財政計画
- II 平成21年度租税及び印紙収入予算額
- III 平成21年度主要経済指標

I 平成21年度地方財政計画

(単位：億円)

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	361,860	404,703	△ 42,843	△ 10.6
1 普 通 税	345,234	375,244	△ 30,010	△ 8.0
2 目 的 税	16,626	29,459	△ 12,833	△ 43.6
II 地 方 譲 与 税	14,618	7,027	7,591	108.0
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,764	-	1,764	皆増
2 地 方 道 路 譲 与 税	1,048	2,998	△ 1,950	△ 65.0
3 石 油 ガ ス 譲 与 税	133	140	△ 7	△ 5.0
4 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,300	3,601	△ 301	△ 8.4
5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	152	164	△ 12	△ 7.3
6 特 別 と ん 譲 与 税	125	124	1	0.8
7 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	8,096	-	8,096	皆増
III 地 方 特 例 交 付 金 等	4,620	4,735	△ 115	△ 2.4
IV 地 方 交 付 税	158,202	154,061	4,141	2.7
V 国 庫 支 出 金	103,016	100,831	2,185	2.2
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	16,483	16,796	△ 313	△ 1.9
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	49,609	47,235	2,374	5.0
(1) 生 活 保 護 費 負 担 金	20,947	20,032	915	4.6
(2) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,312	5,174	138	2.7
(3) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	6,718	6,538	180	2.8
(4) 児 童 手 当 交 付 金	4,085	4,357	△ 272	△ 6.2
(5) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	12,547	11,134	1,413	12.7
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	24,669	27,222	△ 2,553	△ 9.4
(1) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	24,289	26,870	△ 2,581	△ 9.6
(2) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	380	352	28	8.0
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	259	259	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	66	66	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	784	748	36	4.8
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,444	1,403	41	2.9
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	244	216	28	13.0
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	58	61	△ 3	△ 4.9
10 地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金	-	6,825	△ 6,825	皆減
11 地 域 活 力 基 盤 創 造 交 付 金	9,400	-	9,400	皆増
VI 地 方 債	118,329	96,055	22,274	23.2
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,859	16,220	△ 361	△ 2.2
VIII 雑 収 入	49,053	50,382	△ 1,329	△ 2.6
歳 入 合 計	825,557	834,014	△ 8,457	△ 1.0

(単位：億円)

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	221,271	222,071	△ 800	△ 0.4
1 給与費(基礎年金公費負担及び退職手当を除く)	192,063	194,054	△ 1,991	△ 1.0
(1) 義務教育教職員	59,060	60,136	△ 1,076	△ 1.8
(2) 警察関係職員	23,664	23,445	219	0.9
(3) 消防職員	12,226	12,016	210	1.7
(4) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	97,113	98,457	△ 1,344	△ 1.4
2 基礎年金公費負担	5,244	3,759	1,485	39.5
3 退職手当	23,619	23,865	△ 246	△ 1.0
4 恩給	345	393	△ 48	△ 12.2
II 一 般 行 政 経 費	272,608	265,464	7,144	2.7
1 国庫補助負担金等を伴うもの	122,887	115,660	7,227	6.2
(1) 生活保護費	27,930	26,709	1,221	4.6
(2) 児童保護費	10,623	10,349	274	2.6
(3) 障害者自立支援給付費	13,435	13,076	359	2.7
(4) 老人医療給付費	-	1,570	△ 1,570	皆減
(5) 後期高齢者医療給付費	18,468	15,708	2,760	17.6
(6) 介護給付費	18,934	18,104	830	4.6
(7) 児童手当	9,106	9,451	△ 345	△ 3.7
(8) その他の一般行政経費	24,391	20,693	3,698	17.9
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,285	138,410	△ 125	△ 0.1
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,436	11,394	42	0.4
III 地 方 再 生 対 策 費	4,000	4,000	0	0.0
IV 地 域 雇 用 創 出 推 進 費	5,000	-	5,000	皆増
V 公 債 償 還 費	132,955	133,796	△ 841	△ 0.6
VI 維 持 補 修 費	9,678	9,680	△ 2	0.0
VII 投 資 的 経 費	140,617	148,151	△ 7,534	△ 5.1
1 直 轄 事 業 負 担 金	10,323	11,152	△ 829	△ 7.4
2 公 共 事 業 費	49,486	53,692	△ 4,206	△ 7.8
(1) 普通建設事業費	48,966	53,210	△ 4,244	△ 8.0
(2) 災害復旧事業費	520	482	38	7.9
(直轄、補助事業計)	59,809	64,844	△ 5,035	△ 7.8
3 一 般 事 業 費	59,440	50,981	8,459	16.6
(1) 普通建設事業費	58,701	50,309	8,392	16.7
(2) 災害復旧事業費	739	672	67	10.0
4 特 別 事 業 費	21,368	32,326	△ 10,958	△ 33.9
(1) 過疎対策事業費	7,619	7,855	△ 236	△ 3.0
(2) 地域活性化事業費	1,085	1,119	△ 34	△ 3.0
(3) 合併特例事業費	10,125	10,135	△ 10	△ 0.1
(4) 防災対策事業費	1,328	1,369	△ 41	△ 3.0
(5) 特別単独事業費	-	10,637	△ 10,637	皆減
(6) 施設整備事業費(一般財源化分)	1,211	1,211	0	0.0
(地方単独事業計)	80,808	83,307	△ 2,499	△ 3.0
VIII 公 営 企 業 繰 出 金	26,628	26,352	276	1.0
1 収 益 勘 定 繰 出 金	13,405	13,229	176	1.3
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,223	13,123	100	0.8
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	12,800	24,500	△ 11,700	△ 47.8
歳 出 合 計	825,557	834,014	△ 8,457	△ 1.0

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成21年度		平成20年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	361,860	43.8	404,703	48.5
地 方 譲 与 税	14,618	1.8	7,027	0.8
地 方 特 例 交 付 金 等	4,620	0.6	4,735	0.6
地 方 交 付 税	158,202	19.2	154,061	18.5
国 庫 支 出 金	103,016	12.5	100,831	12.1
地 方 債	118,329	14.3	96,055	11.5
使 用 料 及 び 手 数 料	15,859	1.9	16,220	2.0
雑 収 入	49,053	5.9	50,382	6.0
歳 入 合 計	825,557	100.0	834,014	100.0

(2) 歳 出

区 分	平成21年度		平成20年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	221,271	26.8	222,071	26.6
一 般 行 政 経 費	272,608	33.0	265,464	31.8
地 方 再 生 対 策 費	4,000	0.5	4,000	0.5
地 域 雇 用 創 出 推 進 費	5,000	0.6	-	-
公 債 費	132,955	16.1	133,796	16.0
維 持 補 修 費	9,678	1.2	9,680	1.2
投 資 的 経 費	140,617	17.0	148,151	17.8
公 営 企 業 繰 出 金	26,628	3.2	26,352	3.2
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	12,800	1.6	24,500	2.9
歳 出 合 計	825,557	100.0	834,014	100.0

Ⅱ 平成21年度租税及び印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	平成20年度 当初予算額	平成21年度					
		前年度当初 予算額に 対する増減 (△)収見込額	現行法に よる収入見 込額	税制改正等による 増減(△)収見込額		改正法に よる収入見 込額(予算額)	前年度当初 予算額に 対する増減(△) 収見込額
				税制改正に よる分	一般会計に 組み入れる ことによる 分		
	(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)	(6)=(3)+(4) +(5)	(7)=(6)-(1)
(一 一般会計)							
所得税							
源泉分	131,480	△ 4,660	126,820	△ 210	—	126,610	△ 4,870
申告分	31,310	△ 2,150	29,160	△ 50	—	29,110	△ 2,200
計	162,790	△ 6,810	155,980	△ 260	—	155,720	△ 7,070
法人税	167,110	△ 58,430	108,680	△ 3,240	—	105,440	△ 61,670
相続税	15,500	△ 110	15,390	△ 170	—	15,220	△ 280
消費税	106,710	△ 5,410	101,300	—	—	101,300	△ 5,410
酒税	15,320	△ 1,120	14,200	—	—	14,200	△ 1,120
たばこ税	8,940	△ 510	8,430	—	—	8,430	△ 510
揮発油税	20,860	△ 1,080	19,780	—	6,500	26,280	5,420
石油ガス税	140	△ 10	130	—	—	130	△ 10
航空機燃料税	890	△ 60	830	—	—	830	△ 60
石油石炭税	5,210	△ 110	5,100	—	—	5,100	△ 110
電源開発促進税	3,480	30	3,510	—	—	3,510	30
自動車重量税	7,150	△ 10	7,140	△ 680	—	6,460	△ 690
関税	9,390	△ 930	8,460	—	—	8,460	△ 930
とん税	100	—	100	—	—	100	—
印紙収入							
収入印紙	8,940	△ 1,720	7,220	—	—	7,220	△ 1,720
現金収入	3,010	△ 380	2,630	—	—	2,630	△ 380
計	11,950	△ 2,100	9,850	—	—	9,850	△ 2,100
合計	535,540	△ 76,660	458,880	△ 4,350	6,500	461,030	△ 74,510
(交付税及び譲与税配付 金特別会計)							
地方揮発油税	2,962	△ 150	2,812	—	—	2,812	△ 150
石油ガス税(譲与分)	140	△ 10	130	—	—	130	△ 10
航空機燃料税(譲与分)	162	△ 11	151	—	—	151	△ 11
自動車重量税(譲与分)	3,575	△ 5	3,570	△ 340	—	3,230	△ 345
特別とん税	125	—	125	—	—	125	—
地方法人特別税	5	8,725	8,730	—	—	8,730	8,725
合計	6,969	8,549	15,518	△ 340	—	15,178	8,209
(社会資本整備事業特別会計)							
揮発油税	6,825	△ 325	6,500	—	△ 6,500	—	△ 6,825
(国債整理基金特別会計)							
たばこ特別税	2,065	△ 118	1,947	—	—	1,947	△ 118
総計	551,399	△ 68,554	482,845	△ 4,690	—	478,155	△ 73,244

Ⅲ 平成21年度主要経済指標

	平成19年度 (2007年度) (実績)	平成20年度 (2008年度) (実績見込み)	平成21年度 (2009年度) (見通し)	対前年度比増減率					
				平成19年度 (2007年度)		平成20年度 (2008年度)		平成21年度 (2009年度)	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	515.9	509.4	510.2	1.0	1.9	▲ 1.3	▲ 0.8	0.1	0.0
民間最終消費支出	291.9	293.8	291.9	0.7	0.9	0.6	0.2	▲ 0.6	0.4
民間住宅	16.6	16.2	16.9	▲ 11.5	▲ 13.0	▲ 2.7	▲ 4.1	4.9	4.7
民間企業設備	82.7	79.4	76.1	2.7	2.3	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 4.2	▲ 4.2
民間在庫品増加 ()内は寄与度	3.0	2.9	3.1	(0.1)	(0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)	(0.0)
政府支出	113.7	114.4	117.0	1.2	0.7	0.6	▲ 0.5	2.3	2.5
政府最終消費支出	93.1	94.1	96.1	2.4	2.2	1.0	0.3	2.2	2.6
公的固定資本形成	20.4	20.0	20.6	▲ 4.1	▲ 5.8	▲ 1.5	▲ 3.7	2.9	2.2
財貨・サービスの輸出	92.2	88.7	82.1	9.9	9.3	▲ 3.8	▲ 0.2	▲ 7.5	▲ 3.2
(控除)財貨・サービスの輸入	84.2	85.9	77.0	9.7	1.8	2.0	▲ 1.5	▲ 10.4	▲ 1.5
内需寄与度				0.8	0.7	▲ 0.3	▲ 1.0	▲ 0.3	0.3
民間寄与度				0.5	0.5	▲ 0.4	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.3
公需寄与度				0.3	0.2	0.1	▲ 0.1	0.5	0.6
外需寄与度				0.2	1.3	▲ 1.0	0.2	0.4	▲ 0.3
国民所得	374.8	369.0	367.7	0.3		▲ 1.5		▲ 0.3	
雇用者報酬	265.7	264.4	263.4	0.5		▲ 0.5		▲ 0.4	
財産所得	16.6	15.6	15.3	▲ 5.7		▲ 6.0		▲ 2.0	
企業所得	92.5	89.0	88.9	0.9		▲ 3.8		▲ 0.1	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度	%程度	%程度	%程度
労働力人口	6,668	6,625	6,605		0.1	▲ 0.7		▲ 0.3	
就業者総数	6,414	6,350	6,295		0.4	▲ 1.0		▲ 0.8	
雇用者総数	5,523	5,515	5,490		0.7	▲ 0.2		▲ 0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	3.8	4.2	4.7						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	2.6	▲ 5.5	▲ 4.8						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.3	4.1	▲ 2.1						
消費者物価指数・変化率	0.4	1.3	▲ 0.4						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.9	▲ 0.5	0.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度	%程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	9.1	3.9	5.7						
貿易収支	11.7	5.7	7.4						
輸出	80.9	76.9	69.9		9.9	▲ 5.0		▲ 9.0	
輸入	69.3	71.1	62.5		9.6	2.7		▲ 12.1	
経常収支	24.5	18.0	18.9						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	4.8	3.5	3.7						

(注) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	4.0	2.0	1.2
円相場(円/ドル)	114.2	101.7	96.9
原油輸入価格(ドル/バレル)	78.5	94.3	58.4

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成20年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(96.9円/ドル)で同年12月以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成20年11月1日～11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(58.4ドル/バレル)で同年12月以後一定と想定。